

第7期

邑楽町高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

計画案

平成29年12月

邑 楽 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置付け.....	2
1 法令等の根拠.....	2
2 関連計画との位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画策定の体制と町民意見の反映.....	3
第2章 高齢者等を取り巻く現状について.....	4
第1節 高齢者等を取り巻く現状について.....	4
1 高齢者の現状.....	4
2 介護保険事業の現状.....	8
3 ニーズ調査結果の概要.....	15
4 在宅介護実態調査の概要.....	23
5 高齢者人口等の見通しと将来像.....	27
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
第1節 介護保険制度改正の概要について.....	30
第2節 町の課題及び取り組むべき事項.....	31
第3節 基本方針及び基本理念等.....	33
1 基本方針.....	33
2 基本理念.....	33
3 基本目標.....	34
4 施策の体系.....	35
第4節 日常生活圏域.....	36
第5節 計画の推進と進行管理.....	36
第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取り組むまち.....	37
第1節 地域包括ケアシステムの構築を進める体制整備.....	37
1 地域包括ケアシステムの推進体制の整備.....	38
2 見守り体制の充実.....	46
第2節 認知症施策の推進.....	48
1 認知症への理解の普及.....	48
2 認知症の支援体制の充実.....	49
第3節 安心・安全の環境づくり.....	50
1 居住の場の確保.....	51
2 バリアフリー化の推進.....	52
3 防災・防犯対策及び交通安全対策の推進.....	53

第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち.....	54
第1節 生きがいづくりの推進.....	54
1 ふれあい交流の促進.....	54
2 敬老事業の実施.....	56
3 生涯学習等の充実.....	57
第2節 積極的な社会参加への支援.....	59
1 就労支援.....	59
2 老人クラブ活動支援.....	59
3 世代間交流の推進.....	60
4 高齢者ボランティア活動の促進.....	60
第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち.....	61
第1節 健康づくりの推進.....	61
1 健康の維持・増進.....	61
2 訪問指導・検診・予防接種の充実.....	63
第2節 在宅生活の支援.....	66
1 介護予防・生活支援サービスの充実.....	66
2 介護予防事業の推進.....	68
3 家族介護者支援体制の充実.....	70
4 福祉サービスの充実.....	73

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景及び趣旨

全国的に高齢化が進む中、高齢者を取り巻く環境は多様化、複雑化しており、様々な課題や問題が指摘されるようになっていきます。

介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして平成12年4月から開始された介護保険制度も、制度の定着が進んできた一方で、利用者の増加により、介護給付費や介護保険料などの上昇が進んでいます。そして、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、更なる介護給付費や介護保険料の上昇が見込まれており、介護保険制度の持続可能性の観点からも、制度の見直しが必要となってきました。

こうした中、国においては、平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下、「地域包括ケアシステム強化法」という。）」において、第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を大きな方向性として示しています。

本町においても、「第6期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「前計画」という。）」では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援サービスや認知症高齢者施策、在宅医療・介護連携の推進、介護保険制度の適正・円滑な運営などに取り組んでいます。しかし、2025年の地域の将来を想定すると、こうした取り組みの更なる発展、推進が急務となっています。

そのため、町の地域資源を有効に活用しながら、在宅医療・介護連携等の取り組みや生活支援・介護予防サービスの基盤整備など、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築を目指して「第7期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

第2節 計画の性格と位置付け

1 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき策定されるものです。

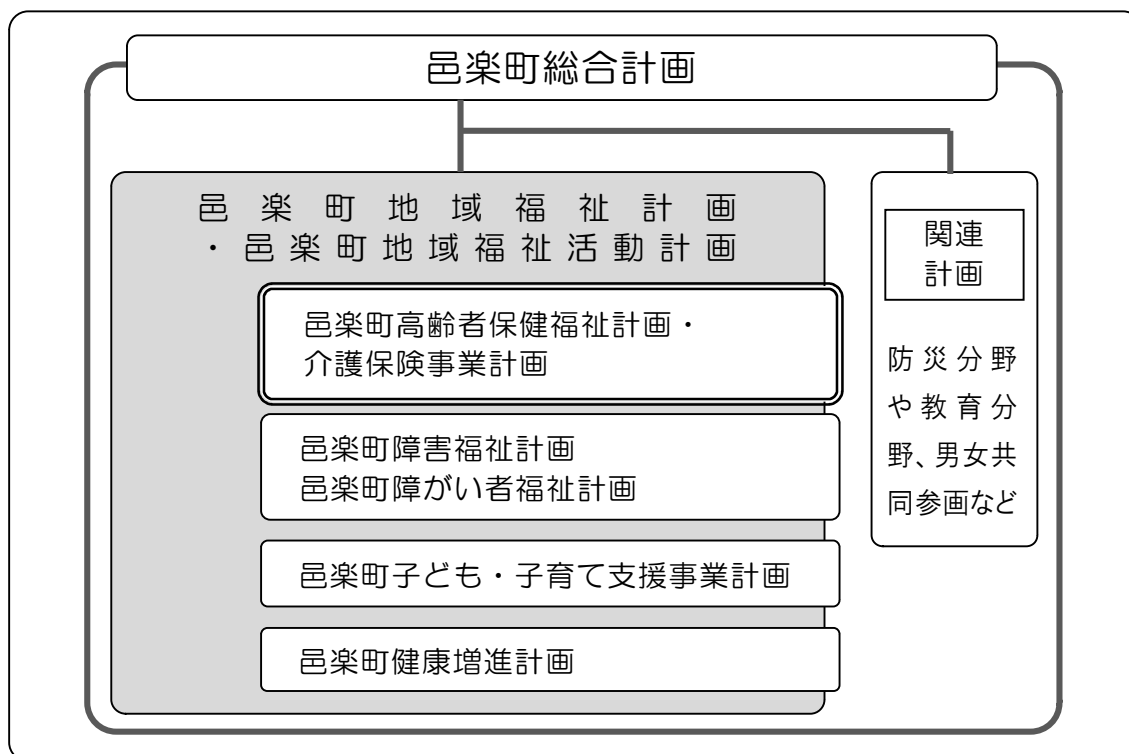
なお、本町では、高齢者の生活を取り巻く施策を総合的に推進するため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体化し、高齢者に関する施策全般を網羅する計画として位置付け、地域の多様な活動組織と町行政が協働で取組むための共通指針としての性格を持ちます。

2 関連計画との位置付け

「邑楽町総合計画」を最上位計画とし、地域包括ケアシステム強化法に基づき、福祉分野を統括する計画として「邑楽町地域福祉計画」を位置付け、その福祉分野の個別計画として、本計画を位置付けます。

また、国及び群馬県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

《計画の位置付け》

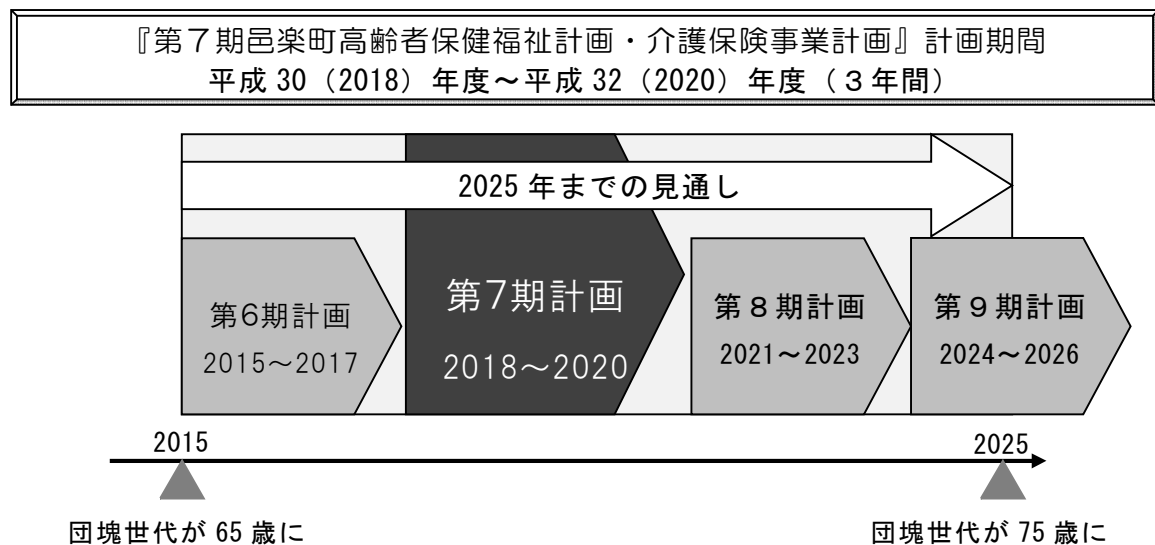


（注）本町では、地域福祉活動の効果的な展開を図るため、「邑楽町地域福祉計画」と「邑楽町地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。なお、「邑楽町地域福祉活動計画」は、邑楽町社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項により3年を1期とすることが求められていることから、本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とし、計画の最終年度にあたる平成32（2020）年度には、本計画を見直し、次期計画の策定を行います。

なお、本計画は、2025年度までの中長期的な視点に基づいて策定します。



第4節 計画策定の体制と町民意見の反映

本計画の策定に際しては、被保険者代表、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等で構成する「邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定懇談会」を設置し、計画の検討・協議を行うとともに、行政内部の検討・調整機関として「邑楽町高齢者保健福祉計画等策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、町内に在住する高齢者を対象にアンケート方式による「日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者や介護者の実態、意向の把握に努めるとともに、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見の反映に努めました。

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

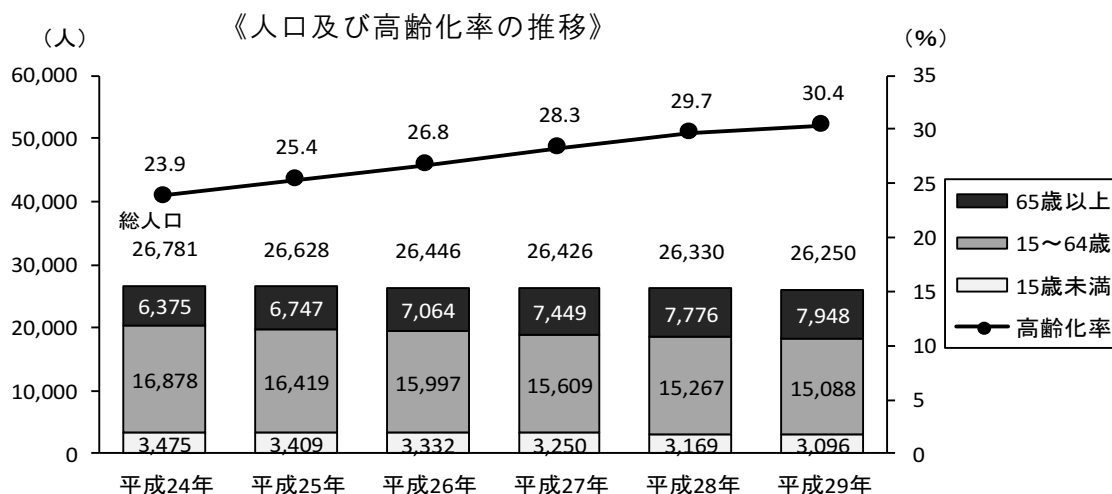
第1節 高齢者等を取り巻く現状について

1 高齢者の現状

(1) 人口推移

本町の総人口は減少が続き、群馬県年齢別人口統計調査によると、平成29年10月1日現在は26,250人となり、5年前よりも531人減少しています。しかし、65歳以上の高齢者人口は増加し、平成29年10月1日現在は7,948人となり、高齢化率は30.4%となっています。

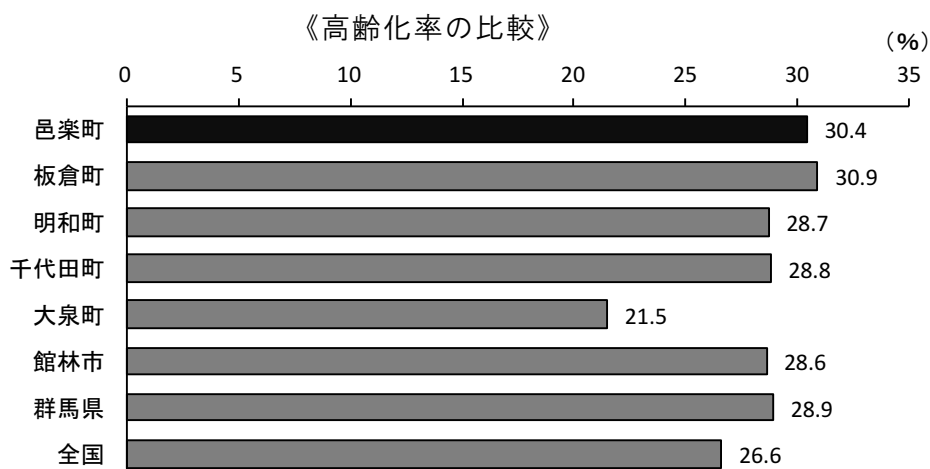
本町の高齢化率は、全国及び群馬県を上回り、1市5町※¹の中でも2番目に高い状況です。



(注) 総人口には、年齢不明の人口を含むため、合計人数と総人口は合致しません。

高齢化率は年齢不詳の人数を除いて算出しています。

【資料】群馬県年齢別人口統計調査結果(各年10月1日現在)



【資料】群馬県及び各市町_群馬県年齢別人口統計調査結果(平成29年10月1日現在)

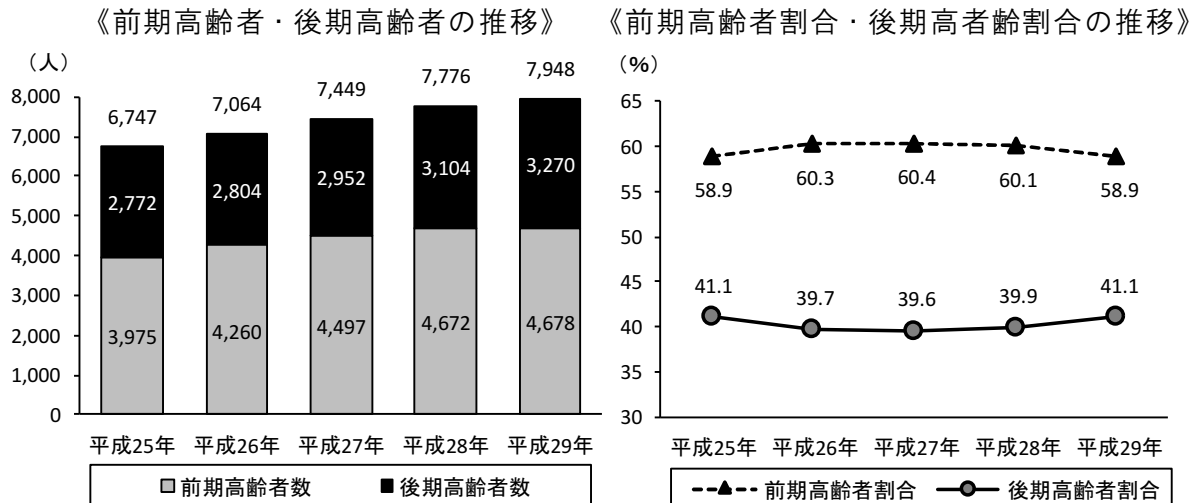
全国_国勢調査(平成27年10月1日現在)

※1 1市5町: 館林市及び邑楽町をはじめとする邑楽郡5町。

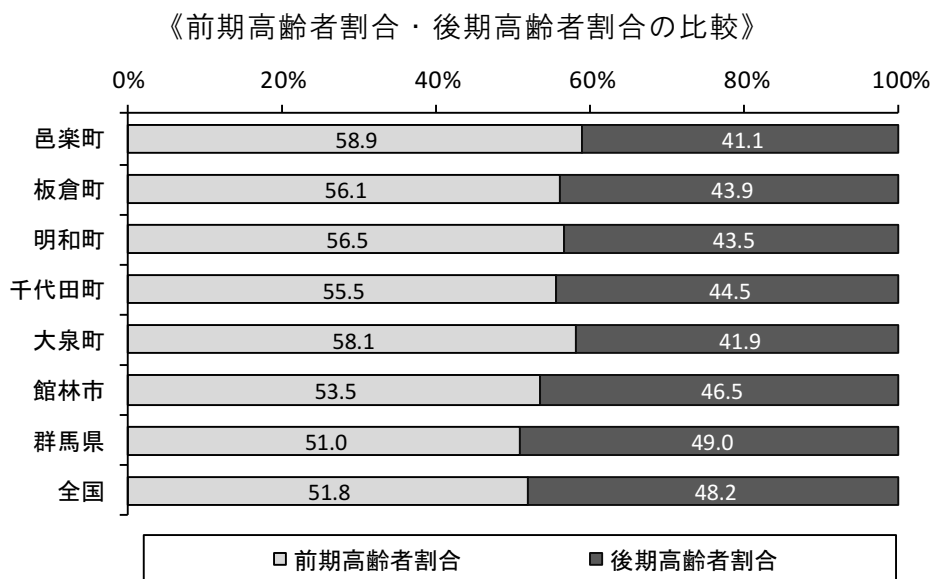
(2) 高齢者数の推移

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者が大きく増加し、平成29年10月1日現在では4,678人となり、後期高齢者は3,270人となっています。

本町は前期高齢者が多い状況が続いており、平成29年10月1日現在では前期高齢者割合が58.9%に上り、全国及び群馬県よりも高く、1市5町の中で最も高い割合となっています。



【資料】群馬県年齢別人口統計調査結果(各年10月1日現在)



【資料】群馬県及び各市町_群馬県年齢別人口統計調査結果(平成29年10月1日現在)
 全国_国勢調査(平成27年10月1日現在)

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

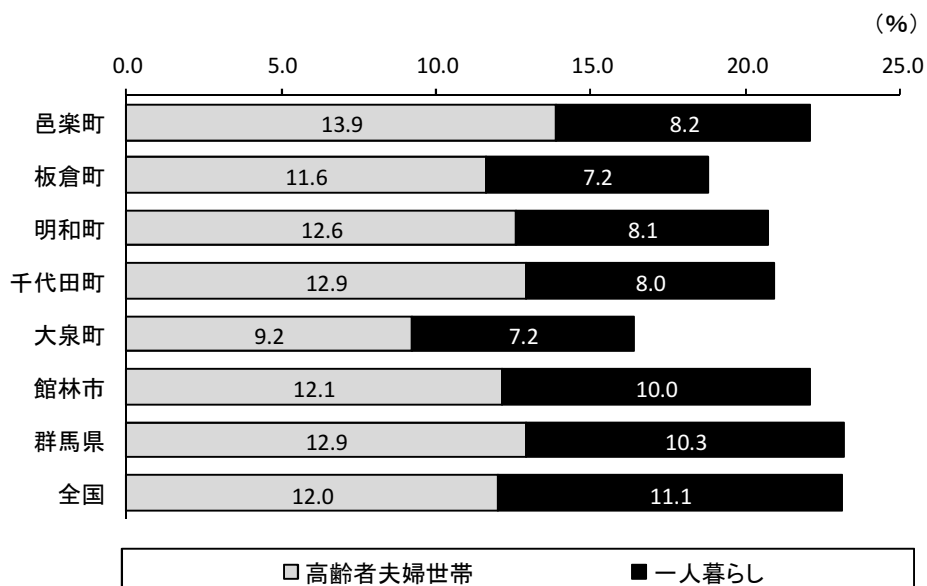
(3) 世帯の状況

平成27年10月1日現在の本町の高齢者の一人暮らし世帯は783世帯、高齢者夫婦世帯は1,324世帯となっています。一般世帯数に占める割合は、高齢者夫婦世帯は13.9%で全国及び群馬県を上回り、一人暮らし世帯（8.2%）と合わせると22.1%となります。

《一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯数（平成27年10月1日現在）》

	一般世帯数	うち、 高齢者のいる世帯		
		うち、 高齢夫婦世帯	うち、 一人暮らし世帯	
世帯数(世帯)	9,516	4,741	1,324	783
割合(%)	100.0	49.8	13.9	8.2

《一般世帯に占める一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の割合》



【資料】全国_国勢調査(平成27年10月1日現在)

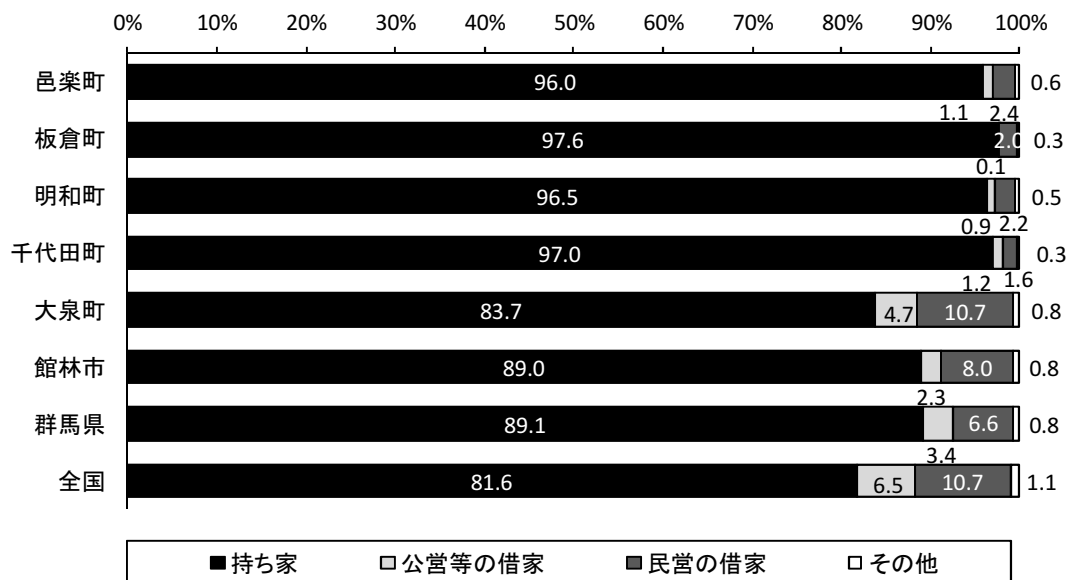
(4) 住居の状況

平成27年10月1日現在の高齢者のいる世帯の住居の状況をみると、持ち家率は96.0%に上り、全国及び群馬県を上回っています。その他は、民営の借家が2.4%、公営等の借家は1.1%となっています。

《高齢者のいる世帯の住居の状況（平成27年10月1日現在）》

	高齢者の いる世帯	持ち家	公営等 の借家	民営の借家	その他
世帯数(世帯)	4,741	4,549	51	114	27
割合(%)	100.0	96.0	1.1	2.4	0.6

《高齢者のいる世帯の住居の状況の比較（平成27年10月1日現在）》



(注) 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

【資料】全国_国勢調査(平成27年10月1日現在)

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

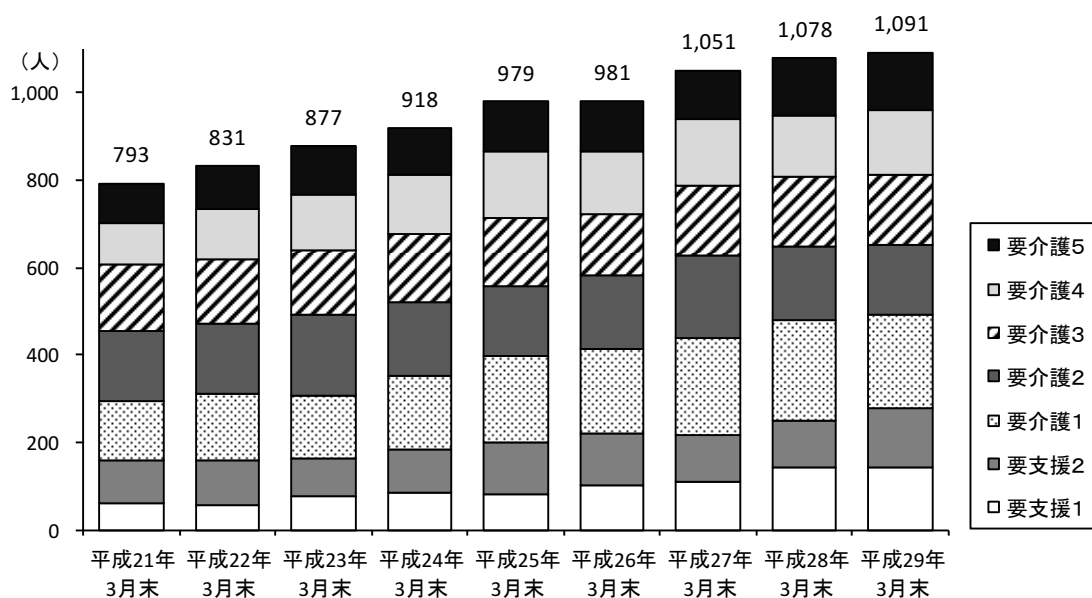
2 介護保険事業の現状

(注) 介護保険事業に関するデータは、国の「見える化システム」に示されているデータに基づくものであり、グラフ及び表に示されている合計値と項目ごと（要介護度別等）の合計が合わない場合があります。

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加が続き、平成29年3月末現在では、要支援認定者278人、要介護者813人となり、合計で1,091人となります。

《要支援・要介護認定者数（要介護度別）の推移》



(人)

	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末
認定者数 (人)	793	831	877	918	979	981	1,051	1,078	1,091
要支援1 (人)	61	58	76	83	82	103	108	142	141
要支援2 (人)	99	99	87	99	119	119	109	109	137
要介護1 (人)	133	152	143	170	197	192	223	227	215
要介護2 (人)	162	162	187	169	161	167	187	168	161
要介護3 (人)	150	150	145	155	155	143	162	164	159
要介護4 (人)	96	114	129	135	150	140	150	140	149
要介護5 (人)	92	96	110	107	115	117	112	128	129
うち、第2号被保険者 (人)	40	45	48	47	38	34	36	28	27

【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(平成29年3月末のみ「介護保険事業状況報告」月報)

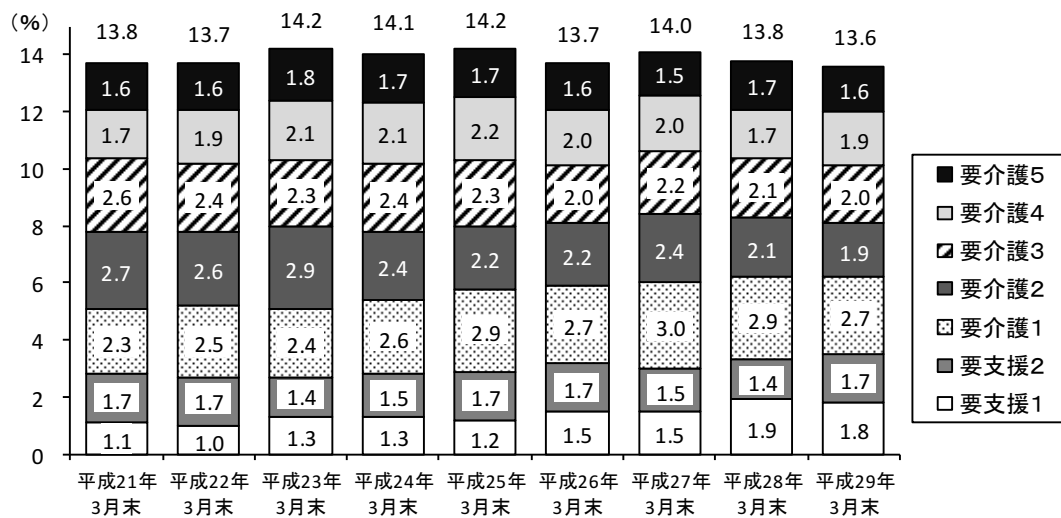
(2) 認定率の推移

要支援・要介護認定者数を高齢者数で割った65歳以上の認定率は大きな変動はみられず、平成29年3月末現在では13.6%となっています。

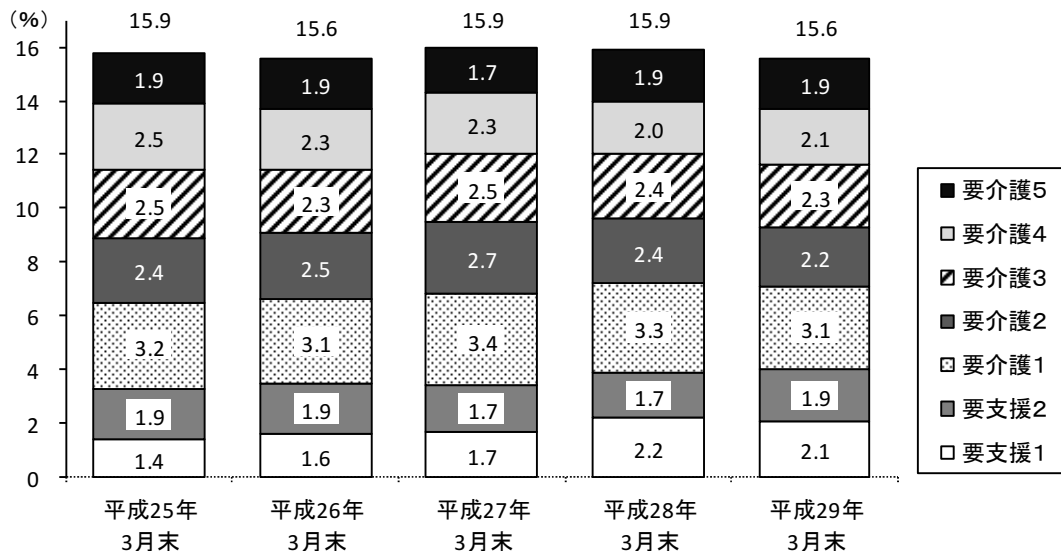
しかし、認定率に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した標準的な人口構造で算出した調整済み認定率の合計をみると、平成29年3月末現在では15.6%となり、調整前の認定率よりも若干高くなっています。

(注) 調整済み認定率は「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算をした場合の認定率です。平成27年1月1日時点の全国平均の構成を標準的な人口構造としています。

《認定率の推移》



《調整済み認定率の推移》

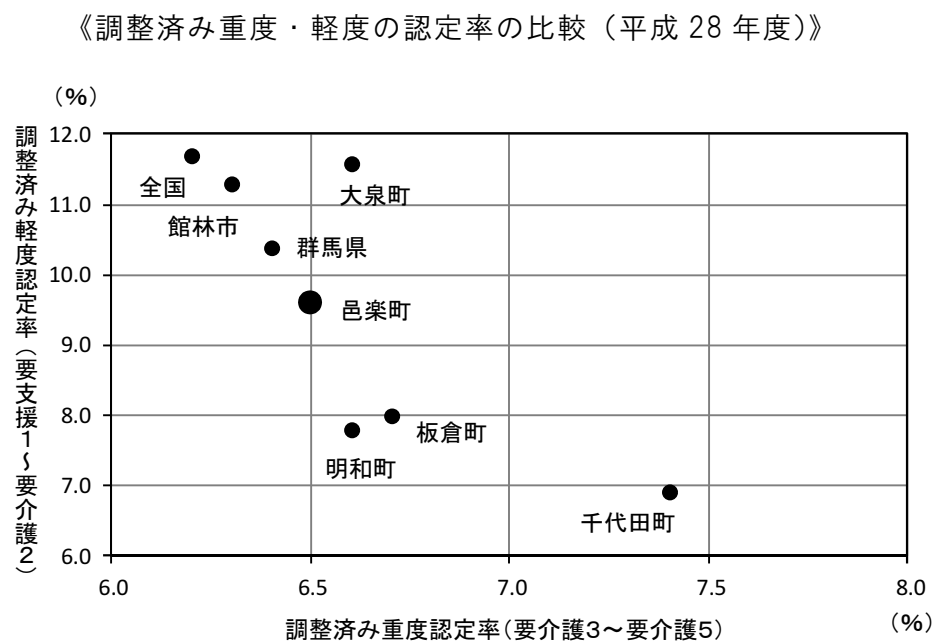
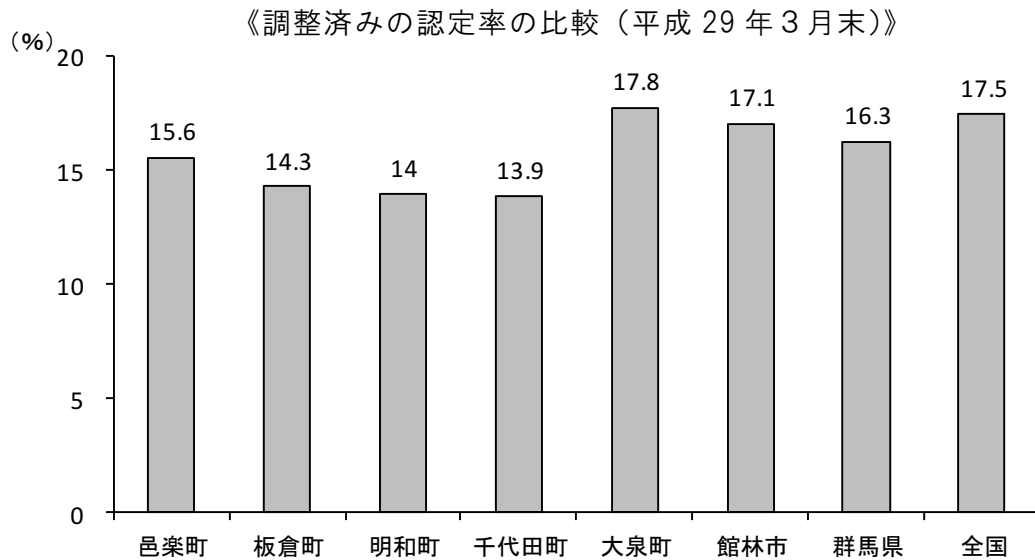


【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
(平成29年3月末のみ「介護保険事業状況報告」月報)

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

平成29年3月末現在の調整済みの認定率を他地域と比較すると、本町は15.6%となり、全国及び群馬県よりも低くなっています。

また、要支援1～要介護2の軽度と要介護3以上の重度の調整済み認定率を比較すると、軽度は全国及び群馬県よりも低いものの、重度は全国及び群馬県よりも高く、介護の重度化防止対策は重要な課題であるといえます。

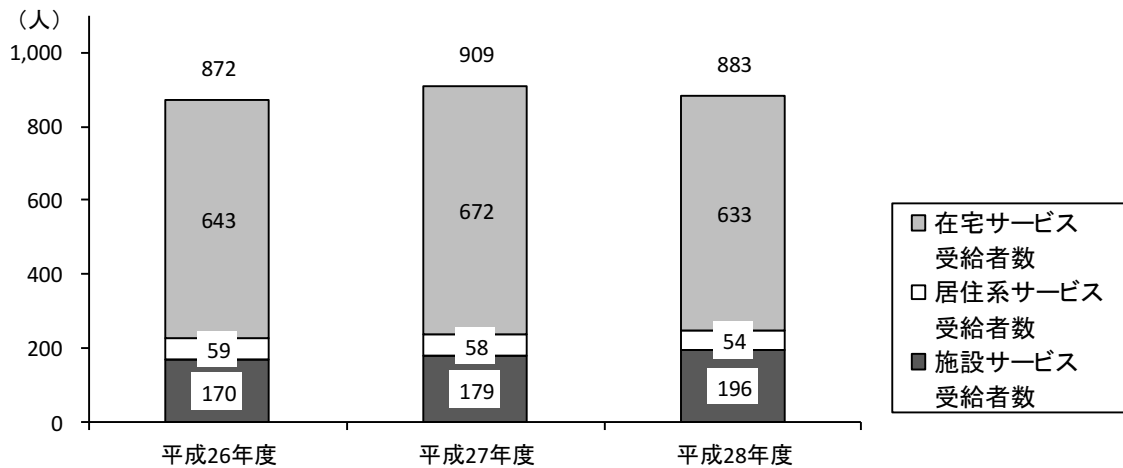


【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

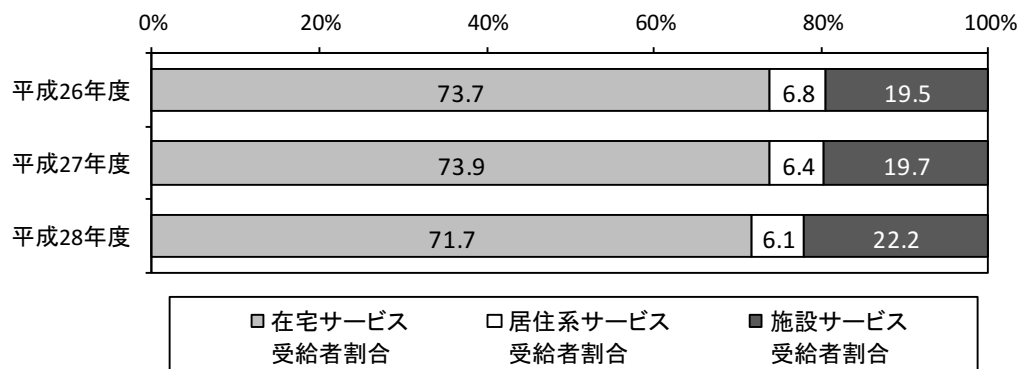
(3) 施設・居住系・在宅受給者数の推移

受給者数は、870人から910人の間で推移していますが、内訳をみると、全体の7割強を占める在宅サービス※2受給者数が減少傾向にあり、平成28年度は633人となっています。居住系サービス※3受給者数は微減で、平成28年度は54人となっていますが、割合でみると上昇しています。施設サービス※4受給者数は増加しており、平成28年度は196人となっています。

《施設・居住系・在宅受給者数の推移》



《施設・居住系・在宅受給者割合の推移》



【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(12か月分の平均値)

※2 在宅サービス: 訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など、自宅に居ながら利用できる介護サービス。

※3 居住系サービス: 介護保険3施設以外の介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などのサービス。

※4 施設サービス: 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療の介護保険3施設。

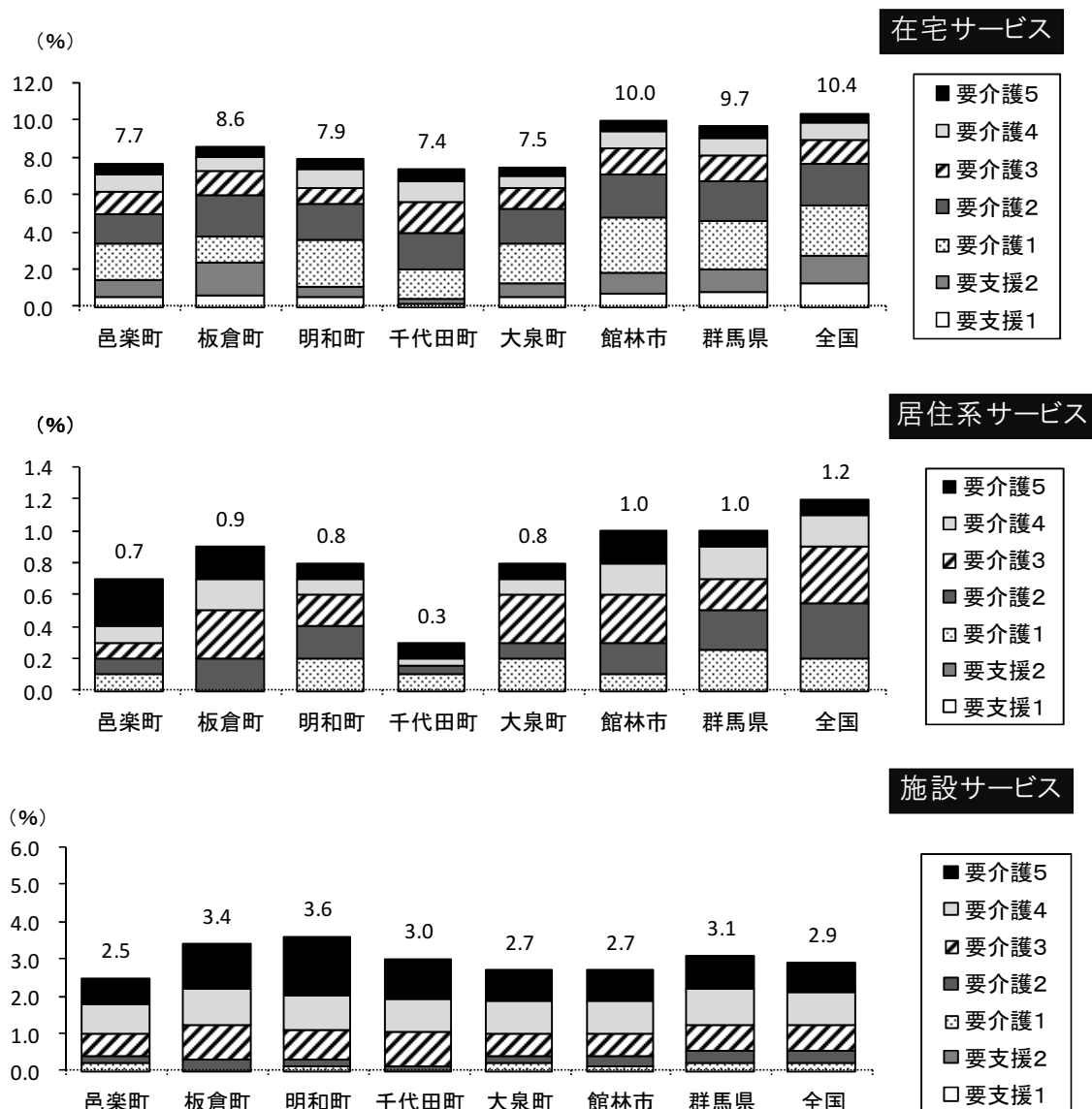
第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(4) 受給率

平成29年3月末現在の第1号被保険者に対するサービス受給者の割合を示す受給率は、本町は在宅サービスが7.7%と最も高いものの、全国及び群馬県と比較すると低い水準となっています。

居住系サービスの受給率(0.7%)及び施設サービスの受給率(2.5%)も全国及び群馬県よりも低くなっています。

《受給率の比較》

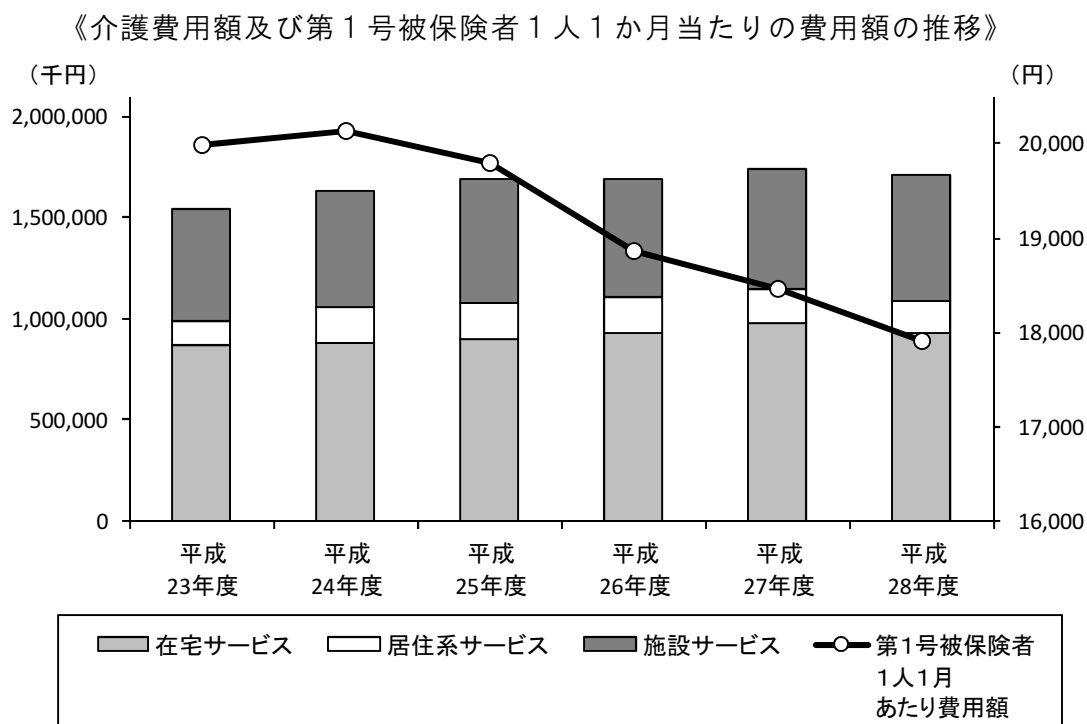


【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(平成29年3月末現在)

(5) 介護費用額及び第1号被保険者1人1か月当たりの費用額の推移

介護費用額は、平成27年度は1,737,149千円に上りましたが、平成28年度は暫定で約1,709,788千円と減額となっています。

また、介護費用額を第1号被保険者数で割った第1号被保険者1人1か月当たりの費用額は、平成24年度をピークに減少しており、平成28年度は17,902円となり、全国及び群馬県を大きく下回っています。



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
費用額 (千円)	1,543,430	1,637,550	1,692,310	1,692,686	1,737,149	1,709,788
在宅サービス (千円)	871,866	882,133	897,179	934,074	978,145	927,123
居住系サービス (千円)	118,691	174,381	179,415	174,879	165,913	156,430
施設サービス (千円)	552,873	581,036	615,716	583,733	593,092	626,234
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (円)	19,979	20,128	19,789	18,857	18,458	17,902
第1号被保険者1人2月あたり費用額_群馬県 (円)	21,749	22,414	22,760	23,183	23,034	23,124
第1号被保険者1人3月あたり費用額_全国 (円)	21,657	22,225	22,532	22,878	22,927	23,008

【資料】平成23年度～平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

平成28年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計

(※補足給付は費用額に含まれていない)

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

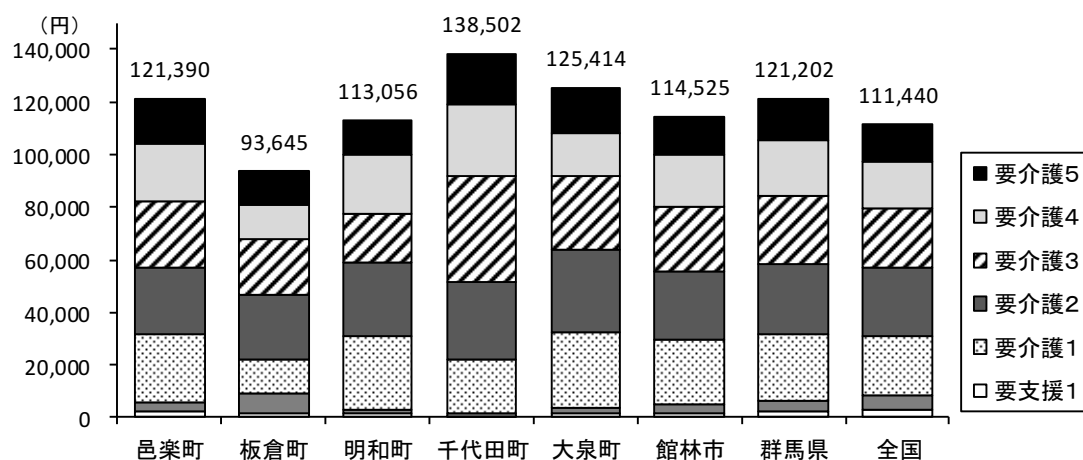
(6) 在宅サービス受給者1人当たりの給付月額

在宅サービス受給者の1人当たりの給付月額は、平成29年3月現在では、121,390円となり、全国及び群馬県を上回っています。

要介護度別にみると、要介護1から要介護3の給付月額が高くなっていますが、全国と比較すると、本町の場合は要介護3以上が高くなっています。

本町は一人暮らしが多く、重度の要介護認定者の比率も高いことなどから、在宅の場合はサービスの利用が多くなり、受給者1人当たりの給付月額に影響してくると思われます。

《在宅サービス受給者1人当たりの給付月額の比較（平成29年3月）》



	邑楽町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	館林市	群馬県	全国
要支援 1 (円)	2,049	1,426	1,288	243	1,458	1,574	2,176	2,968
要支援 2 (円)	3,829	7,996	1,533	1,444	2,506	3,214	4,361	5,818
要介護 1 (円)	25,809	13,017	28,003	20,578	28,205	24,745	25,065	22,058
要介護 2 (円)	25,366	24,135	27,957	29,317	31,433	25,773	26,953	26,327
要介護 3 (円)	24,914	21,119	18,780	39,910	27,909	25,190	25,432	22,423
要介護 4 (円)	22,083	13,158	22,470	27,740	16,496	19,789	21,596	17,868
要介護 5 (円)	17,341	12,793	13,024	19,269	17,407	14,241	15,619	13,978
合計 (円)	121,390	93,645	113,056	138,502	125,414	114,525	121,202	111,440

【資料】厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」

3 ニーズ調査結果の概要

【調査の概要】

本計画の策定に当たっては、本計画策定の基礎資料として活用することを目的に、町内に在住する要介護1から要介護5以外の65歳以上の高齢者のうち、2,000名を無作為に抽出し、アンケート調査を実施しました。

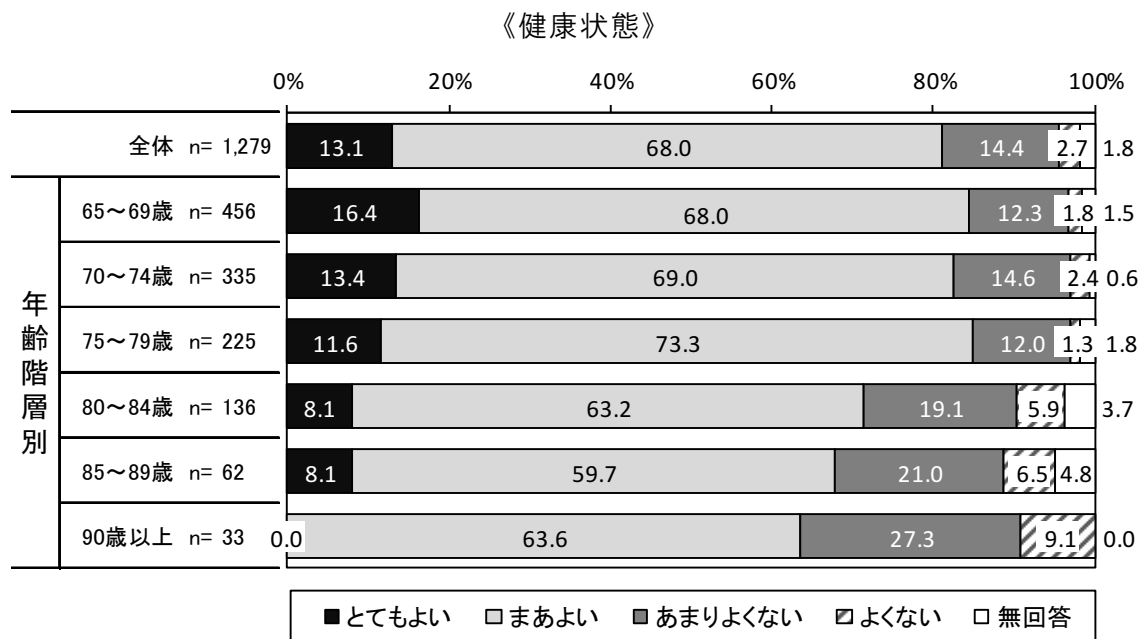
《回収結果》

配布数	回収数	回収率
2,000 件	1,279 件	64.0%

(注) 以下の調査結果については、集計にあたって小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 健康状態

健康状態は、全体では「まあよい」が多数を占めて最も多く、「とてもよい」と合わせると8割強となっていますが、年齢階層が高くなるほど「あまりよくない」及び「よくない」が多くなり、80歳以上になると「あまりよくない」が急増する傾向がみられます。

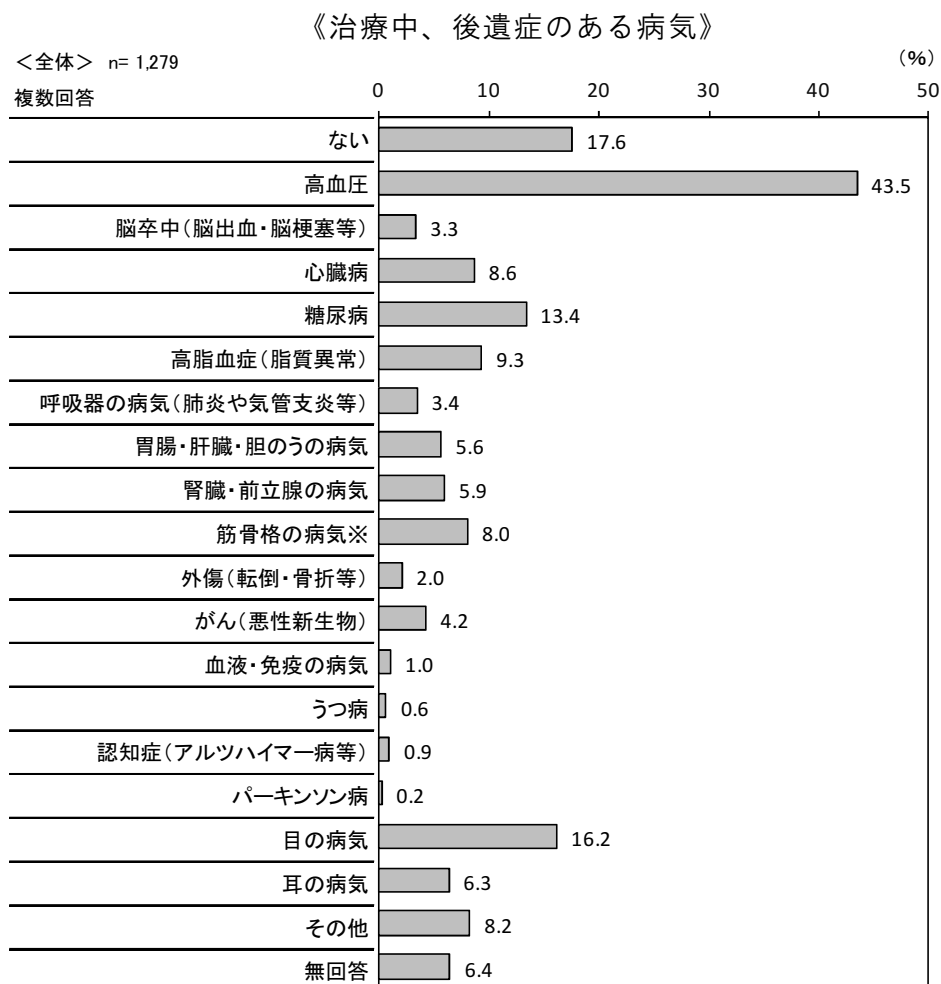


第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(2) 治療中、または後遺症のある病気

治療中、または後遺症のある病気は「高血圧」が最も多く、年齢階層別にみると、特に高い年齢階層で多くなっています。また、上位の項目を年齢階層別にみると、「糖尿病」「高脂血症（脂質異常）」は前期高齢者で比較的多くみられます。

性別では、男性は「腎臓・前立腺の病気」が、女性は「筋骨格の病気」が比較的多くなっています。



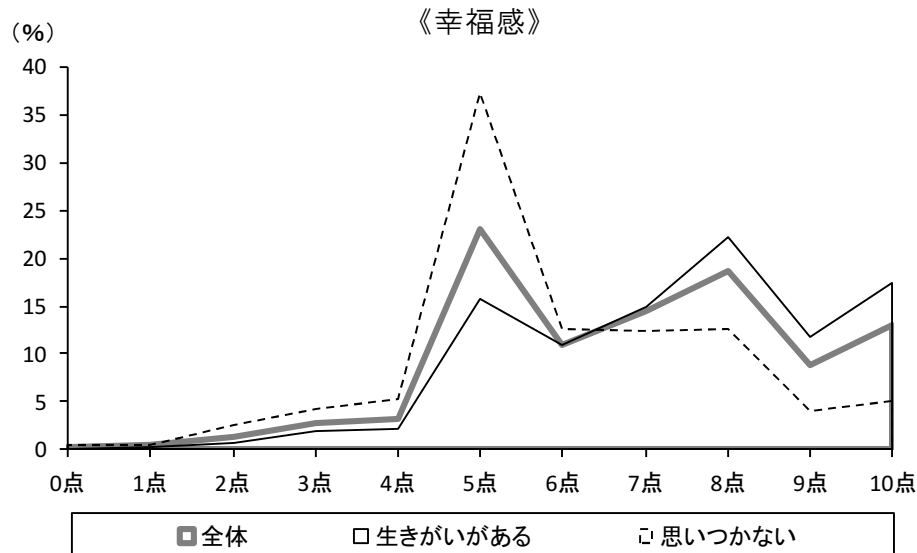
※筋骨格の病気：骨粗しょう症、関節症等

治療中、後遺症のある病気 ※年齢階層別で特著のあるもの		(%)				
		高血圧	目の病気	糖尿病	高脂血症 (脂質異常)	心臓病
年齢階層別	65～69歳 n= 456	35.5	11.8	14.3	12.7	6.1
	70～74歳 n= 335	45.1	16.4	14.9	12.2	8.7
	75～79歳 n= 225	48.9	17.8	12.0	4.9	11.1
	80～84歳 n= 136	50.7	16.2	12.5	3.7	9.6
	85～89歳 n= 62	56.5	37.1	8.1	-	8.1
	90歳以上 n= 33	54.5	27.3	6.1	6.1	18.2
治療中、後遺症のある病気 ※性別で特著のあるもの		腎臓・前立 腺の病気	筋骨格の病 気			
性別	男性 n= 581	11.9	1.2			
	女性 n= 664	0.5	14.0			

(3) 幸福感

現在の幸福感は、10点満点で点数化すると、全体では5点が最も多く、23.1%となります。

しかし、生きがいのある人、生きがいがないという人を比較してみると、思いつかないという人は5点（37.3%）が最も多いのに対して、生きがいのある人は8点（22.3%）が最も多く、生きがいのある人となない人とは、幸福感に差がみられます。



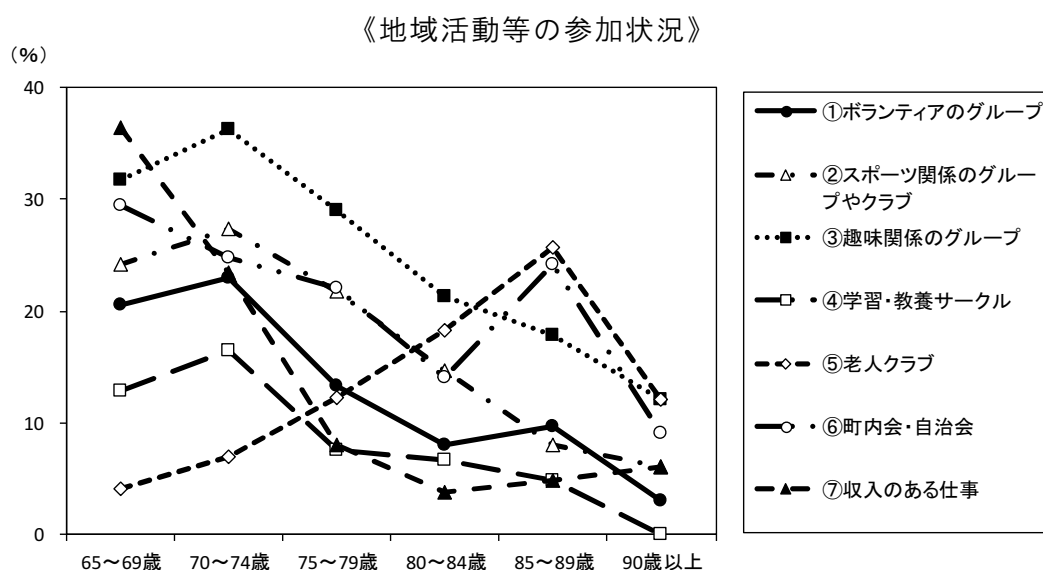
幸福感		(%)										
幸福点	人数	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
全体	n=1,279	0.2	0.4	1.2	2.7	3.2	23.1	10.9	14.5	18.7	8.9	13.1
生きがい	生きがいがある n=767	-	0.3	0.7	2.0	2.2	15.8	11.0	15.0	22.3	11.7	17.5
の有無	思いつかない n=397	0.5	0.5	2.5	4.3	5.3	37.3	12.6	12.3	12.6	4.0	5.0

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(4) 地域活動等の参加状況

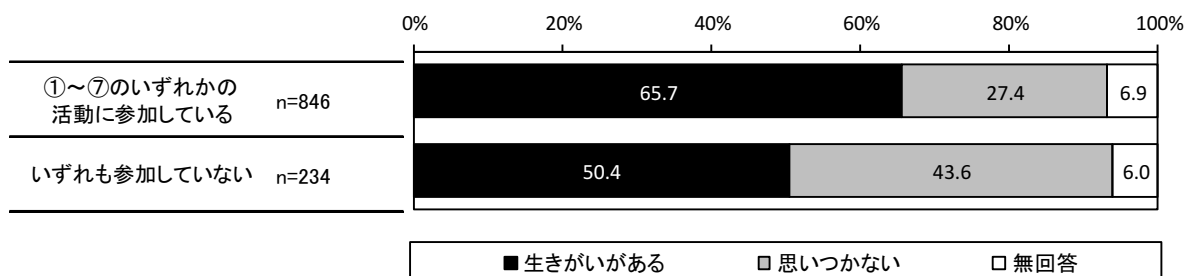
地域活動等の参加状況を年齢階層別にみると、「⑥町内会・自治会」及び「⑦収入のある仕事」は65～69歳の参加率が最も高く、年齢階層が高くなるほど減少する傾向がみられます。「①ボランティアのグループ」「②スポーツ関係のグループやクラブ」「③趣味関係のグループ」「④学習・教養サークル」は70～74歳で参加率が最も高くなり、以降は減少する傾向がみられます。「⑤老人クラブ」は年齢階層が高くなるほど参加率は上昇し、85～89歳の参加率が最も高くなっています。

また、①～⑦のいずれかの活動に参加している人と、いずれも参加していない人とを生きがいの有無でみると、いずれかの活動に参加している人は生きがいを感じている人が多いという結果となりました。



地域活動等の参加状況	年齢階層別					
	65～69歳 n=456	70～74歳 n=335	75～79歳 n=225	80～84歳 n=136	85～89歳 n=62	90歳以上 n=33
参加の合計※						
①ボランティアのグループ	20.5	23.0	13.3	8.0	9.6	3.0
②スポーツ関係のグループやクラブ	24.2	27.3	21.8	14.7	8.0	6.0
③趣味関係のグループ	31.8	36.2	29.0	21.3	17.8	12.1
④学習・教養サークル	12.9	16.5	7.5	6.6	4.8	-
⑤老人クラブ	4.0	6.9	12.3	18.3	25.7	12.1
⑥町内会・自治会	29.4	24.8	22.1	14.0	24.2	9.1
⑦収入のある仕事	36.4	23.4	8.0	3.7	4.8	6.0

※「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」の合計

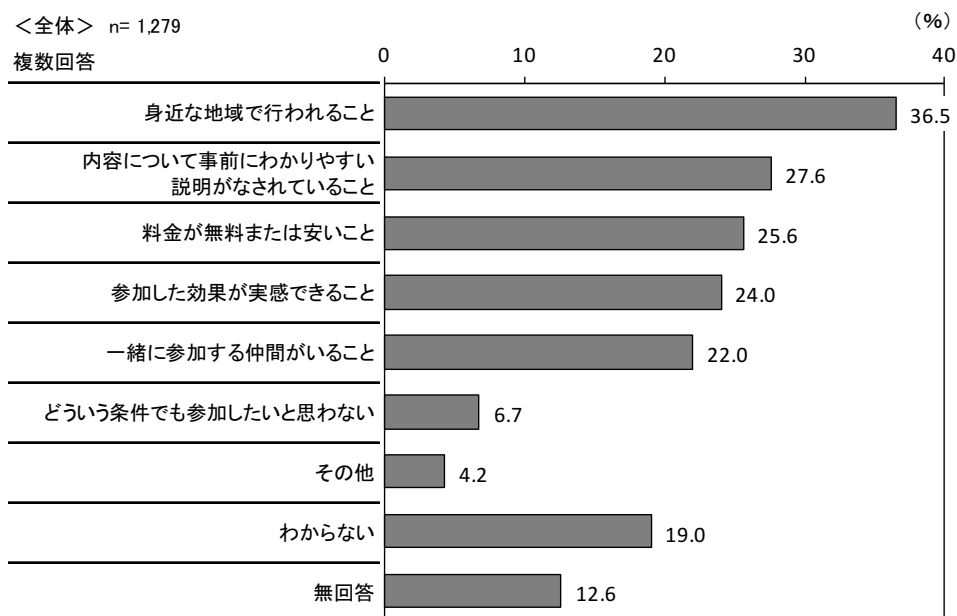


(5) 介護予防事業について

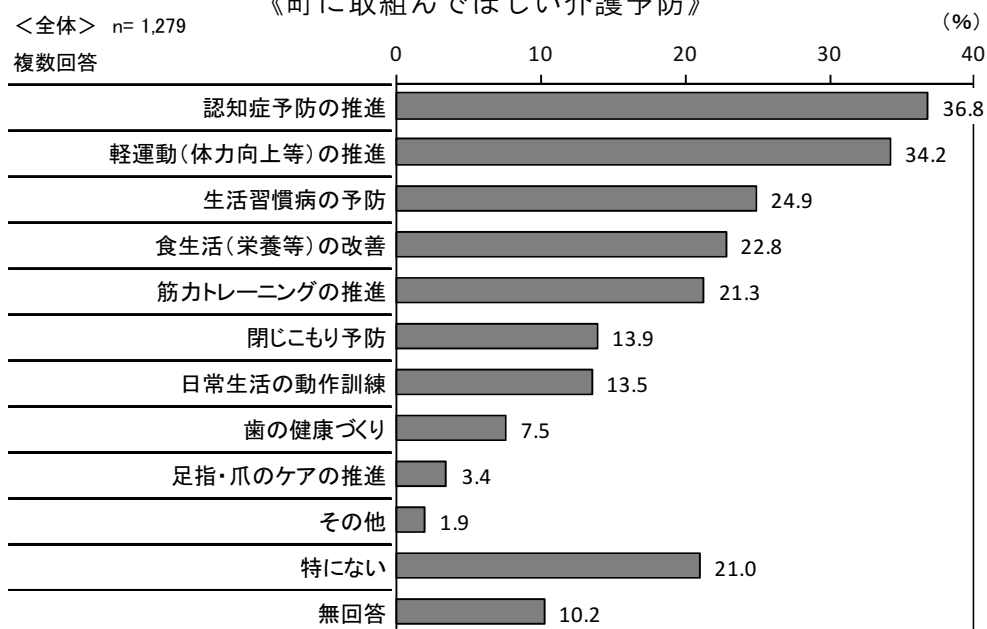
介護予防の取組みに参加するための条件は、全体で「身近な地域で行われること」が最も多く、次いで「内容について事前にわかりやすい説明がなされていること」「料金が無料または安いこと」となっています。

町に取組んでほしい介護予防は、全体で「認知症予防の推進」が最も多く、次いで「軽運動（体力向上等）の推進」「生活習慣病の予防」となっています。

《介護予防の取組みに参加するための条件》



《町に取組んでほしい介護予防》



第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(6) 介護や福祉に関する相談先及び情報の入手先について

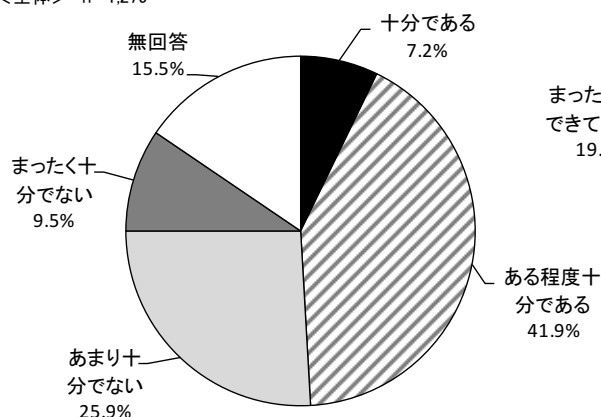
介護や福祉の相談窓口や相談先は、全体で「ある程度十分である」が最も多く、「十分である」と合わせると半数近くを占め、前回調査よりも上昇しています。

介護や福祉に関する情報は、全体で「あまり入手できていない」及び「まったく入手できていない」の合計は過半数を占めていますが、入手できているという合計（「よく入手できている」及び「ある程度入手できている」）は前回調査よりも上昇しています。

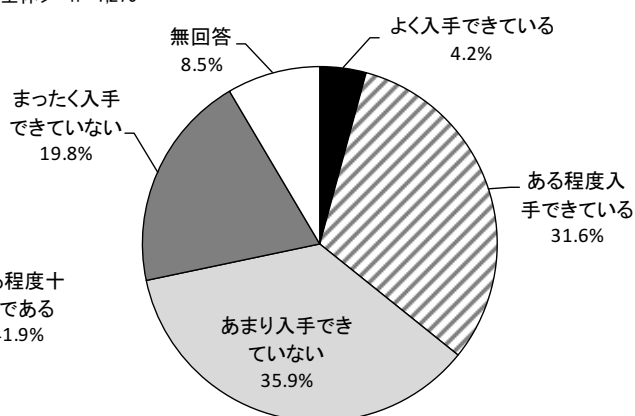
地域包括支援センターの認知度が高いほど相談先及び情報の入手状況は充足感が高く、地域包括支援センターの重要性がうかがえます。

《相談先及び情報の入手先について》

介護や福祉の相談窓口や相談先の充足状況
＜全体＞ n= 1,279



介護や福祉に関する情報の入手状況
＜全体＞ n= 1,279



(%)

介護や福祉の相談窓口や相談先の充足状況		十分である	ある程度十分である	あまり十分でない	まったく十分でない	無回答
全体 n= 1,279		7.2	41.9	25.9	9.5	15.5
地域包括センターの認知度	知っている n= 209	17.7	59.8	12.9	3.8	5.7
	ある程度知っている n= 251	8.8	54.2	23.5	5.6	8.0
	あまり知らない n= 484	3.1	38.8	34.3	7.9	15.9
	まったく知らない n= 284	4.9	27.8	25.7	21.5	20.1
前回調査(平成25年度) n= 1,134		4.2	35.8	21.7	7.7	30.6

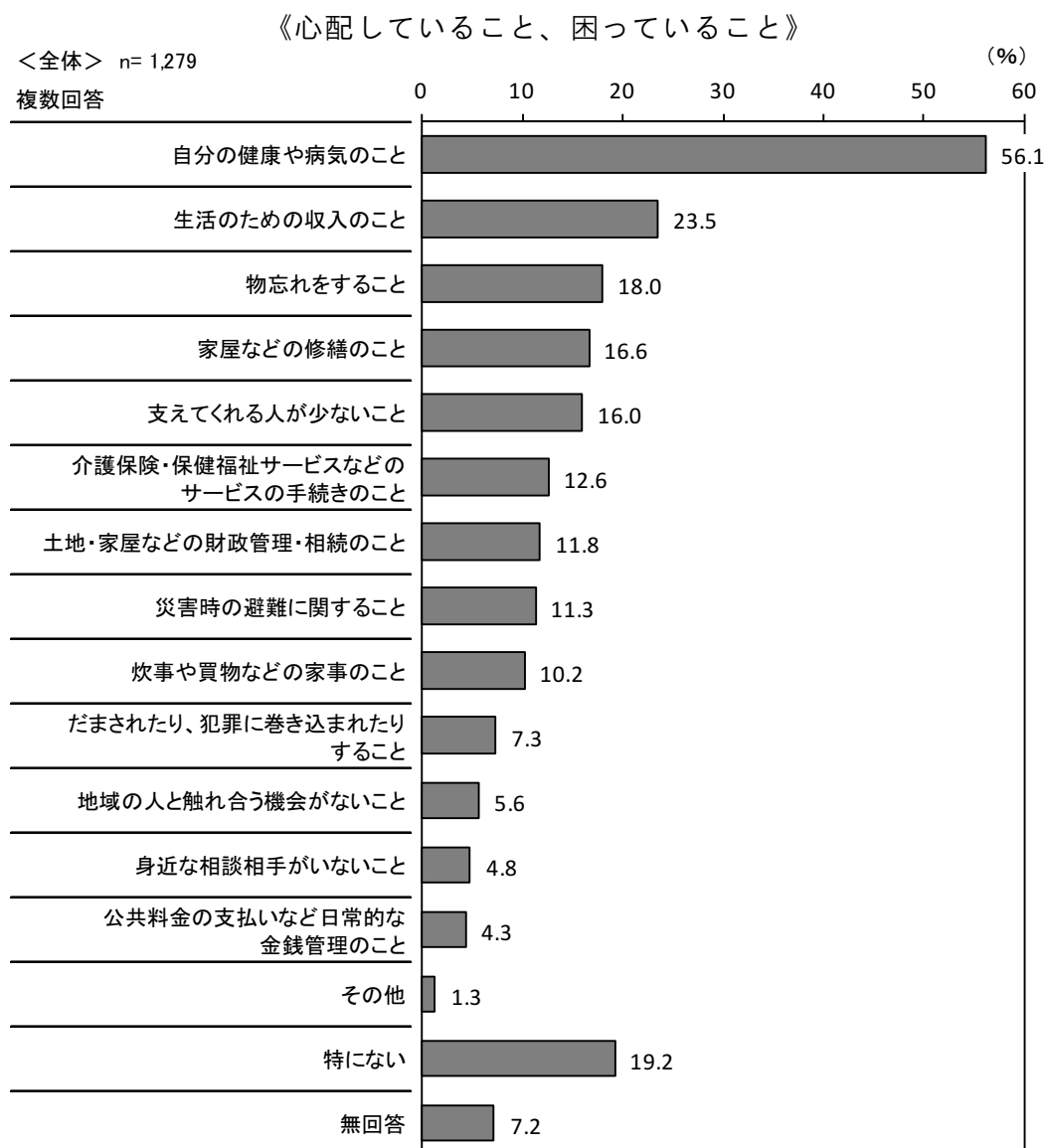
(%)

介護や福祉に関する情報の入手状況		よく入手できている	ある程度入手できている	あまり入手できていない	まったく入手できていない	無回答
全体 n= 1,279		4.2	31.6	35.9	19.8	8.5
地域包括センターの認知度	知っている n= 209	13.4	52.6	23.4	7.7	2.9
	ある程度知っている n= 251	4.4	49.8	29.1	11.6	5.2
	あまり知らない n= 484	2.5	22.1	49.0	19.0	7.4
	まったく知らない n= 284	0.4	19.4	32.4	39.8	8.1
前回調査(平成25年度) n= 1,134		3.3	26.3	31.7	18.2	20.5

(7) 心配していること、困っていること

心配していること、または困っていることは、全体では「自分の健康や病気のこと」が最も多く、次いで「生活のための収入のこと」となっています。3番目に多い「物忘れをすること」については、年齢階層が高くなるほど多くなっています。

また、「生活のための収入のこと」「家屋などの修繕のこと」「支えてくれる人が少ないこと」は比較的低い年齢階層で多くなっています。



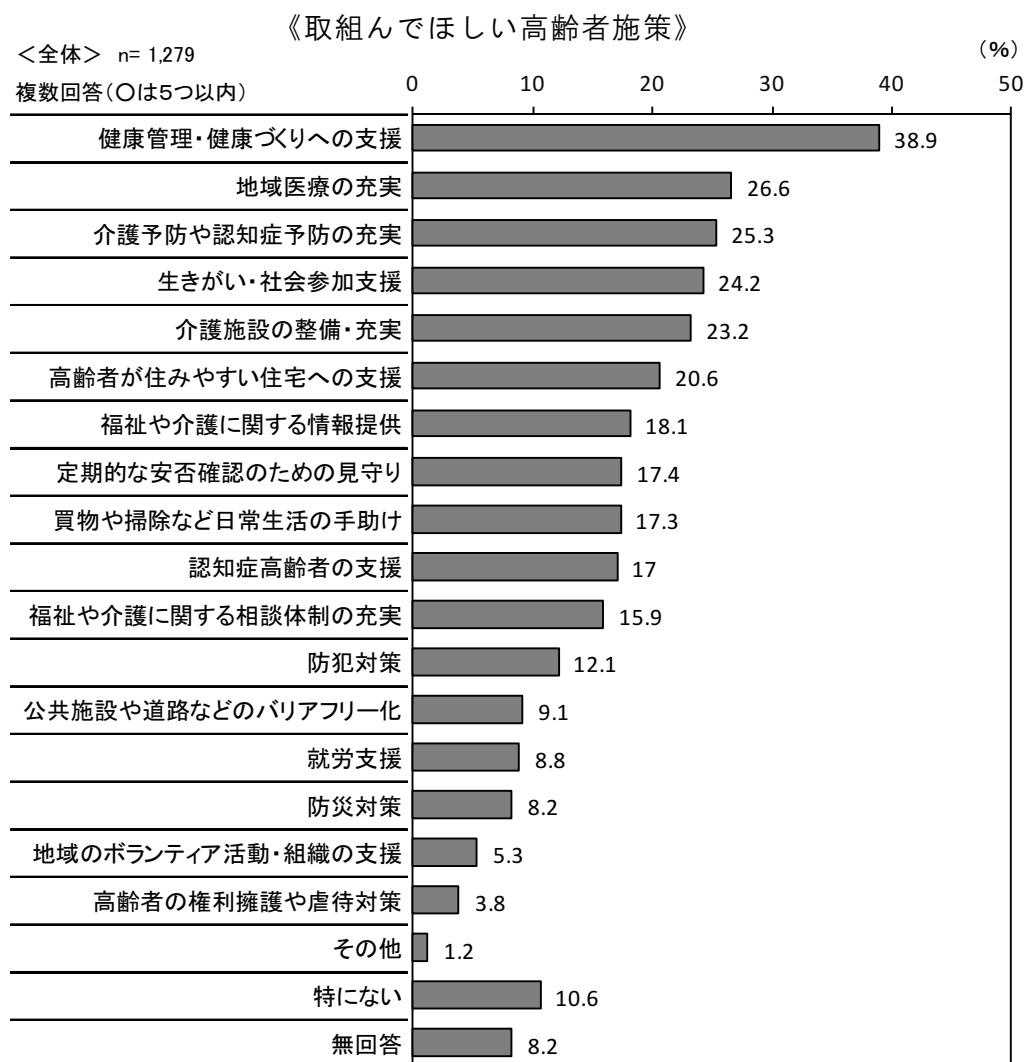
(%)

現在心配していること、困っていること上位5位		自分の健康や病気のこと	生活のための収入のこと	物忘れをすること	家屋などの修繕のこと	支えてくれる人が少ないこと
年齢階層別	65～69歳 n= 456	55.5	27.0	11.8	17.8	14.7
	70～74歳 n= 335	58.2	26.6	15.2	18.5	19.1
	75～79歳 n= 225	56.4	20.9	21.8	16.0	17.3
	80～84歳 n= 136	55.9	16.9	28.7	16.2	14.0
	85～89歳 n= 62	59.7	11.3	29.0	12.9	11.3
	90歳以上 n= 33	51.5	9.1	42.4	6.1	9.1

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(8) 取組んでほしい高齢者施策

取組んでほしい高齢者施策は、全体では「健康管理・健康づくりへの支援」が最も多く、次いで「地域医療の充実」「介護予防や認知症予防の充実」となっています。



4 在宅介護実態調査の概要

【調査の概要】

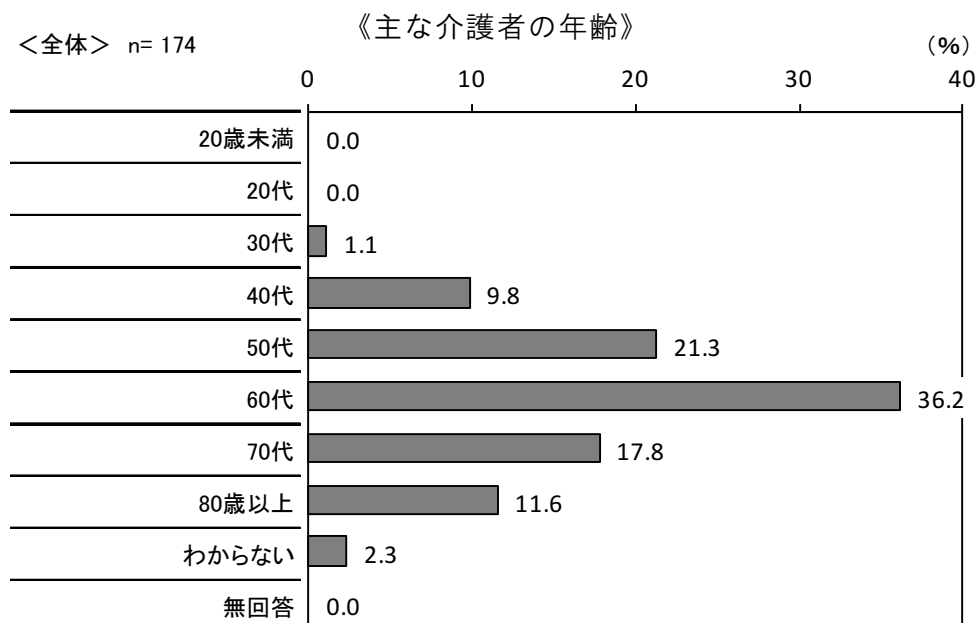
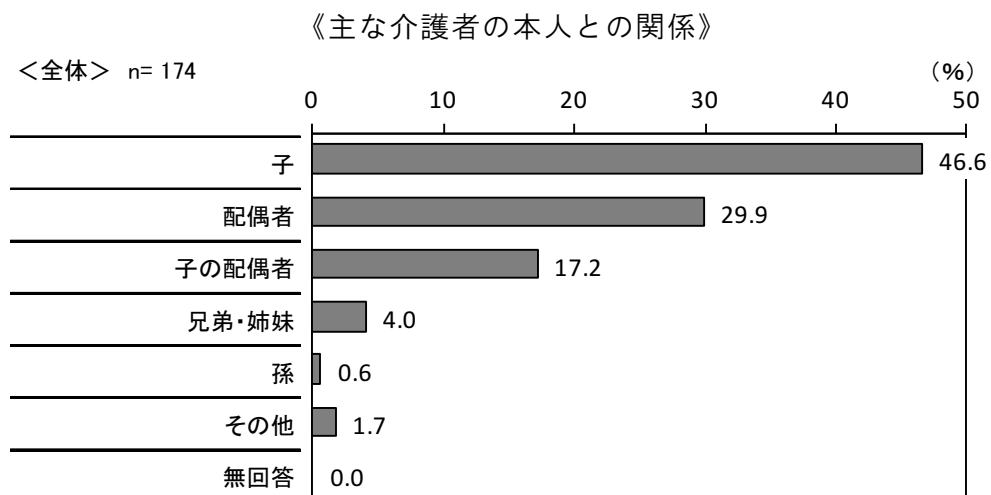
本計画の策定に当たっては、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けて、在宅で生活している要支援・要介護者認定者を対象に、無作為に抽出した 204 名を対象に聞き取り調査を実施しました。

(注) 以下の調査結果については、集計にあたって小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

(1) 主な介護者

主な介護者の本人との関係は、「子」が最も多く、次いで「配偶者」、「子の配偶者」となっています。

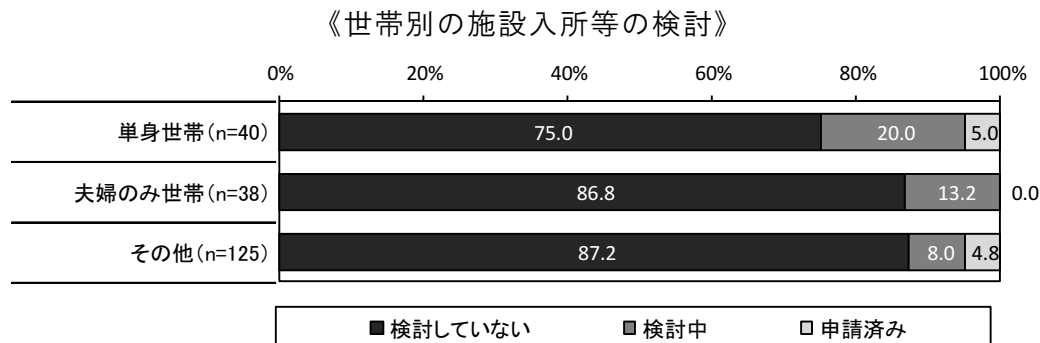
主な介護者の年齢は、「60代」が最も多く、「70代」及び「80歳以上」と合計すると6割台半ばを占めています。高齢化や核家族化が進む中で、老老介護の問題はますます深刻化すると考えられるため、高齢の介護者による在宅介護を支える体制の充実が急務となっています。



第2章 高齢者等を取り巻く現状について

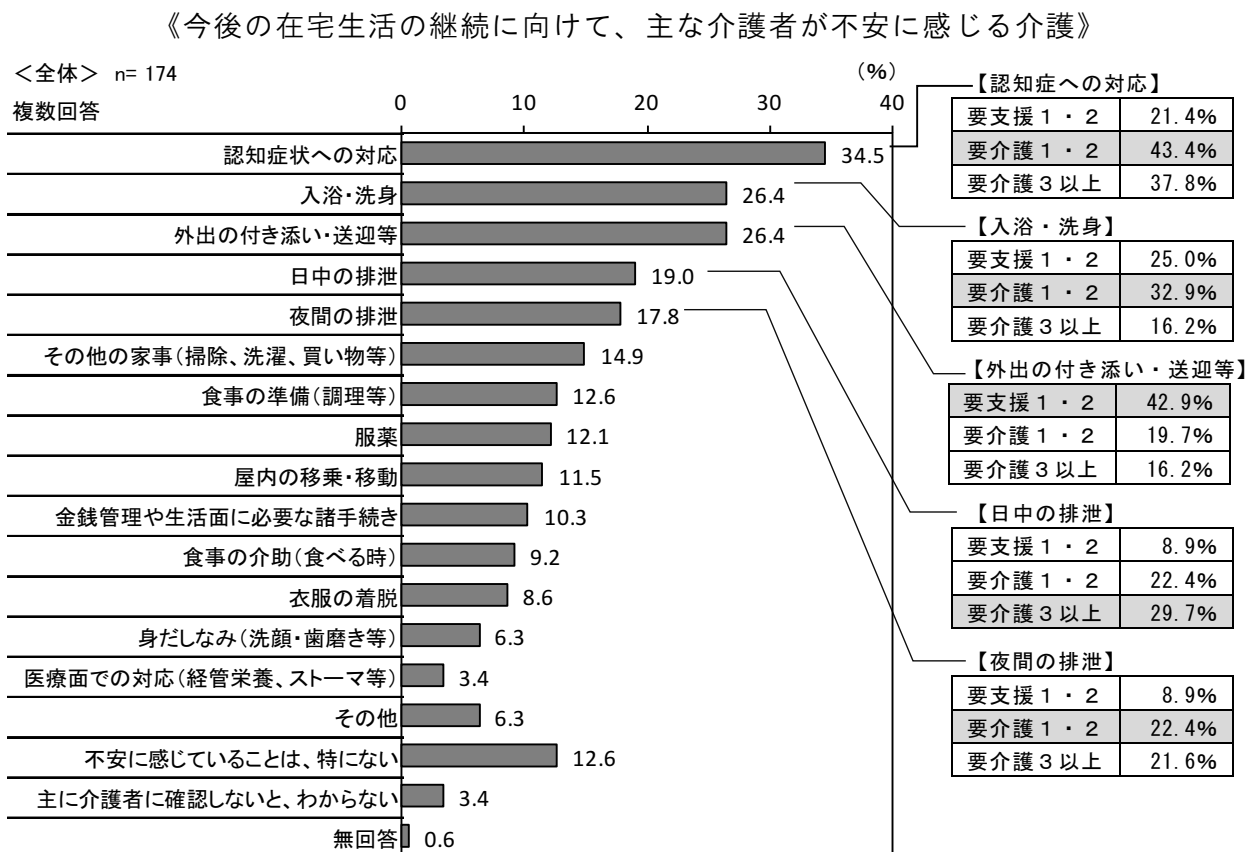
(2) 世帯別の施設入所等の検討

施設入所等の検討については、「検討していない」が多数を占めていますが、世帯別にみると、単身世帯は「検討中」が比較的多く、在宅生活に不安や難しさを感じやすい状況にあると考えられます。



(3) 主な介護者が不安に感じる介護

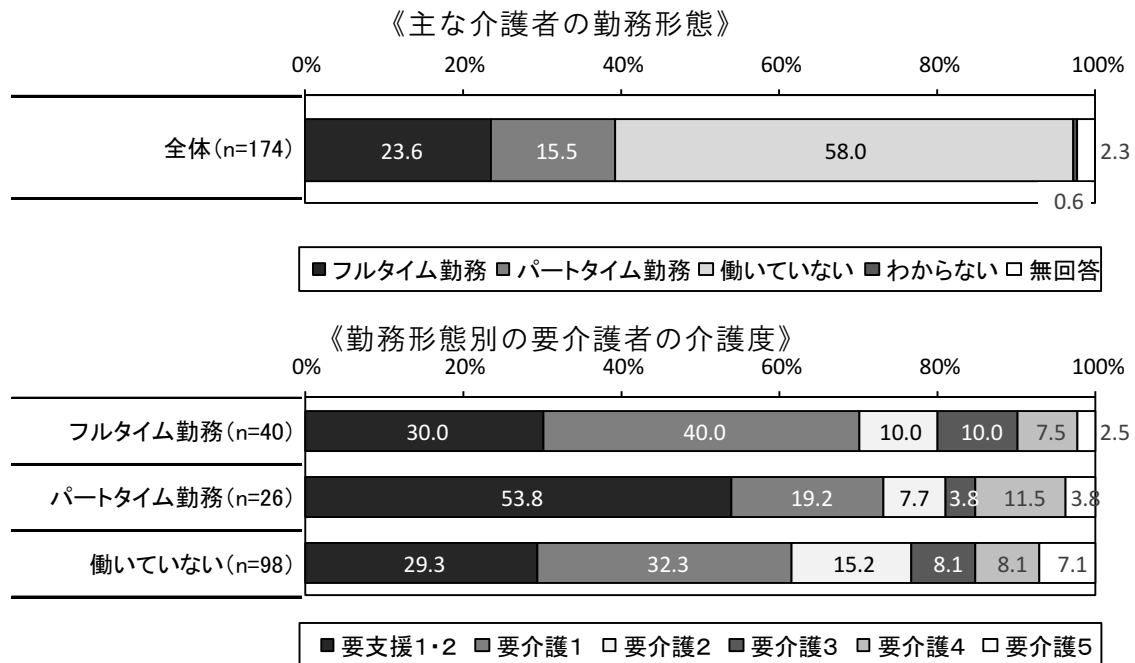
現状では、多くの介護者が、食事の準備、掃除・洗濯などの家事、金銭管理や生活面に必要な諸手続きなどを主に行っています。しかし、今後在宅生活を継続する上で、「認知症への対応」などに不安を感じており、要介護1・2は特に多くなっています。また、要介護認定者は「日中の排泄」や「夜間の排泄」なども多くなっています。一方、「外出の付き添い・送迎等」は要支援1・2で多くなっています。また、「入浴・洗身」は軽度の認定者で比較的多くなっています。



(4) 就労している介護者の状況

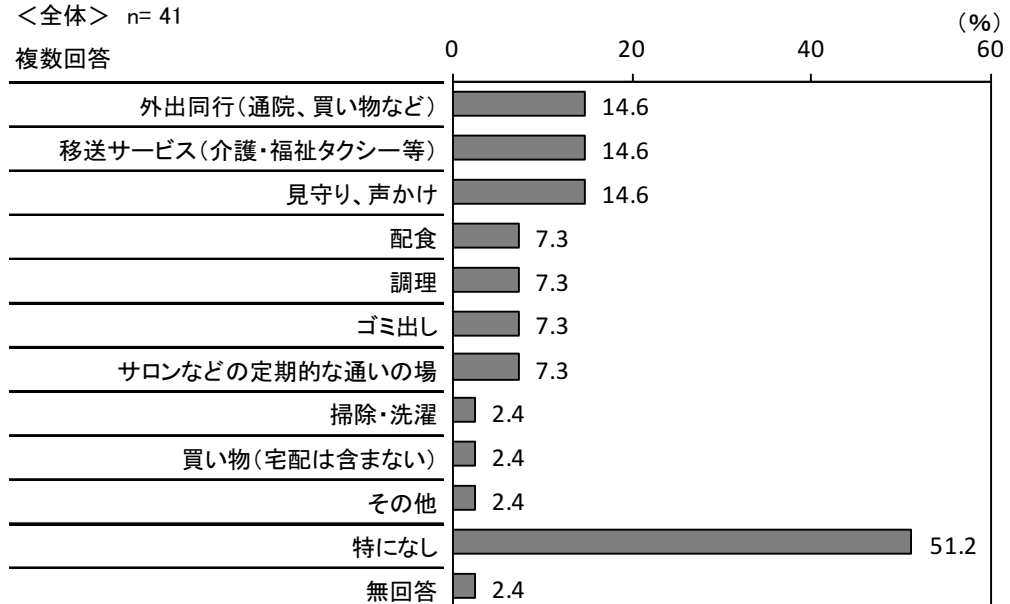
主な介護者は、「働いていない」という介護者が約6割となりますが、「フルタイム勤務」や「パートタイム勤務」で就労している介護者を合計すると約4割となります。就労している介護者の要介護者は「要支援1・2」「要介護1」などの軽度の認定者が多くみられます。また、世帯類型は「単身世帯」が比較的多く、介護者の多くが「子」であることなどが影響していると考えられます。

フルタイム勤務者に対象を絞って必要と感じる保険外の支援・サービスをみると、「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「見守り、声かけ」などが比較的多くなっています。



《フルタイム勤務者が感じる在宅生活の継続に必要と感じる保険外の支援・サービス》

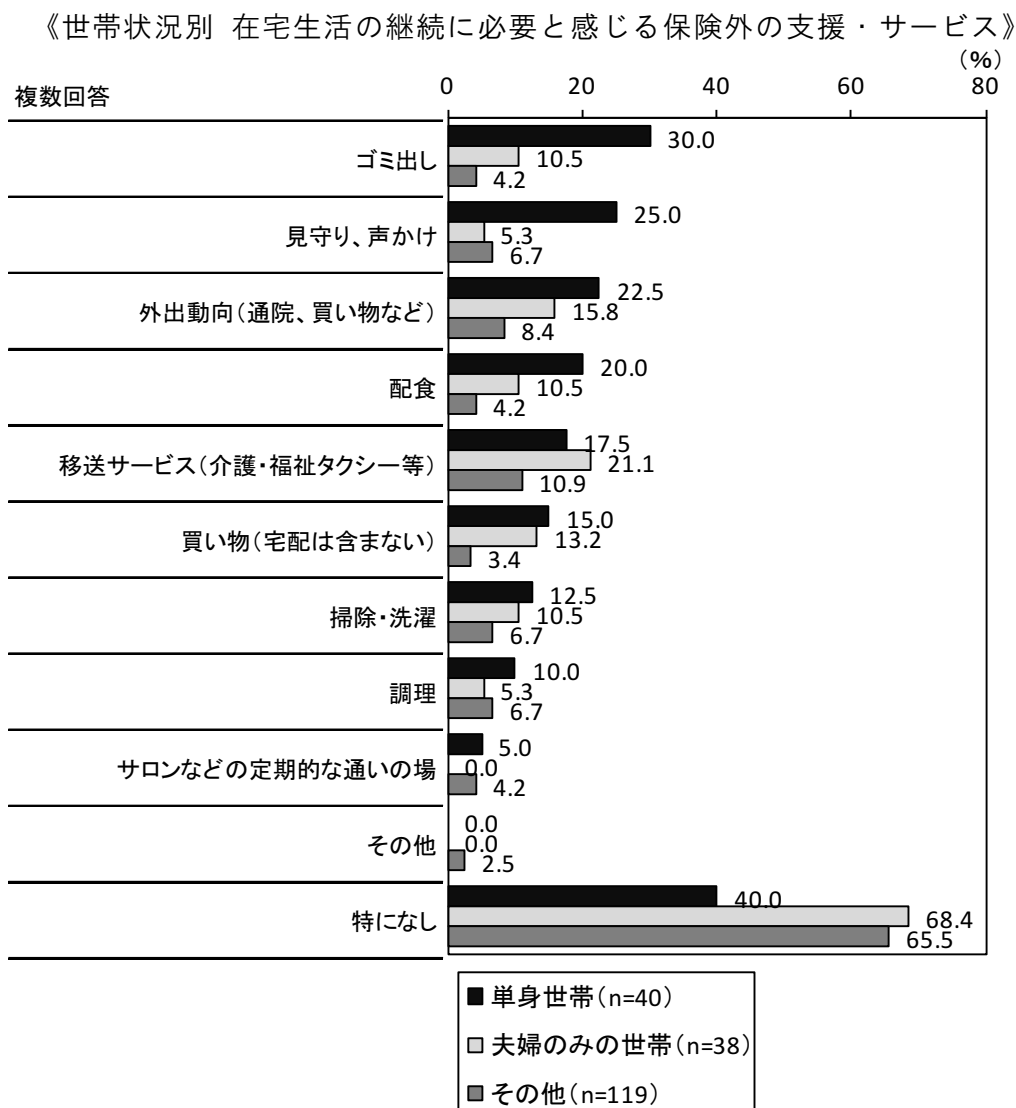
<全体> n = 41



第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(5) 保険外の支援・サービス

必要と感じる保険外の支援・サービスを世帯類型別にみると、単身世帯でのニーズが高くなっています。特に、「ゴミ出し」「見守り、声かけ」「外出同行（通院・買い物など）」が高くなっています。夫婦のみの世帯では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」のニーズも高くなっています。



5 高齢者人口等の見通しと将来像

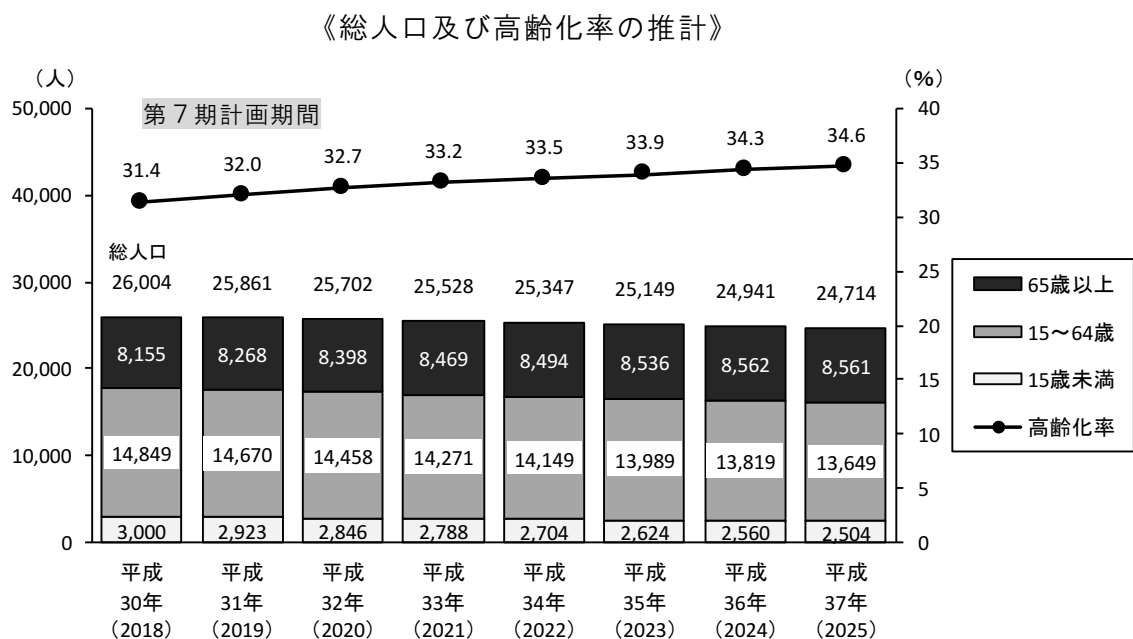
(1) 人口推計の概要

人口推計については、平成30年度から3年間の事業量を算出するという目的を踏まえるとともに、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えて、平成24年から平成29年（各年10月1日現在）の県人口統計調査結果によるデータを用い、コーホート要因法※5により推計を行っています。

(2) 総人口の推計

総人口は減少が続き、第7期計画期間の最終年度である平成32（2020）年には25,702人に、平成37（2025）年には24,714人となることが予想されます。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上は増加することが見込まれ、平成32（2020）年には高齢化率は32.7%、平成37（2025）年には34.6%に上り、少子高齢化が更に進行すると考えられます。



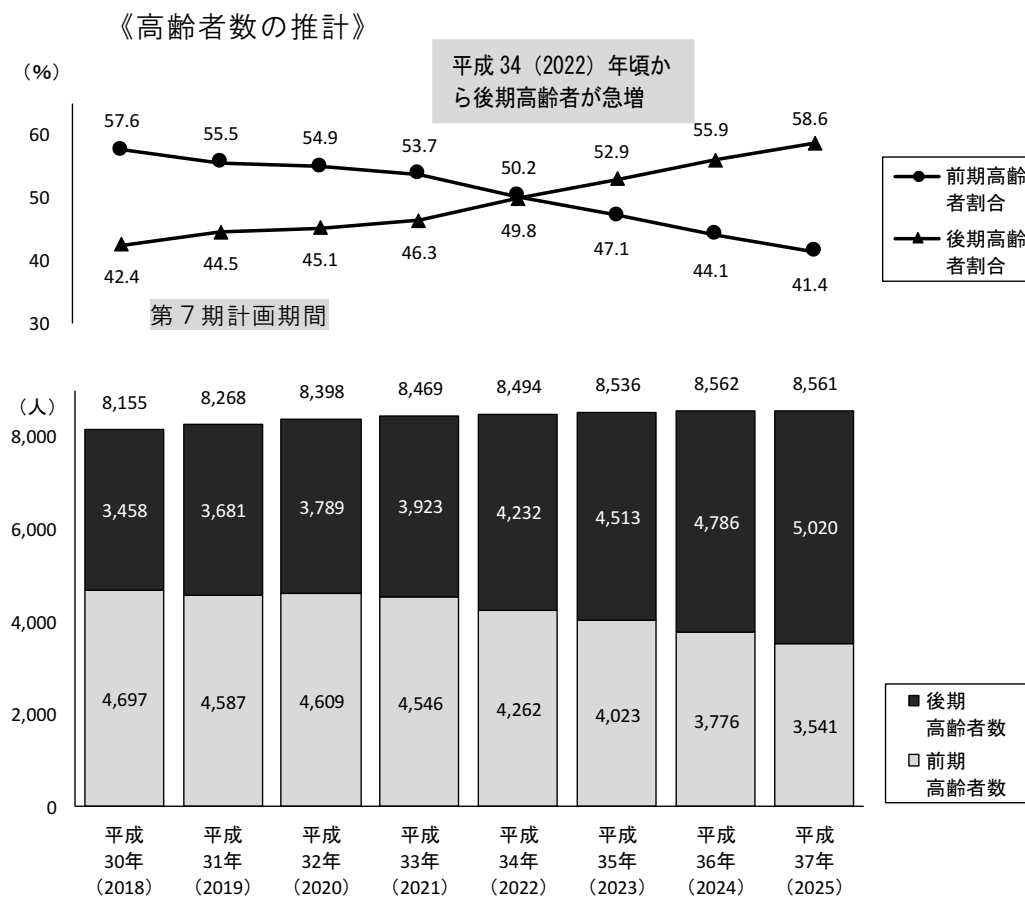
※5 コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求めるもの。

第2章 高齢者等を取り巻く現状について

(3) 高齢者数の推計

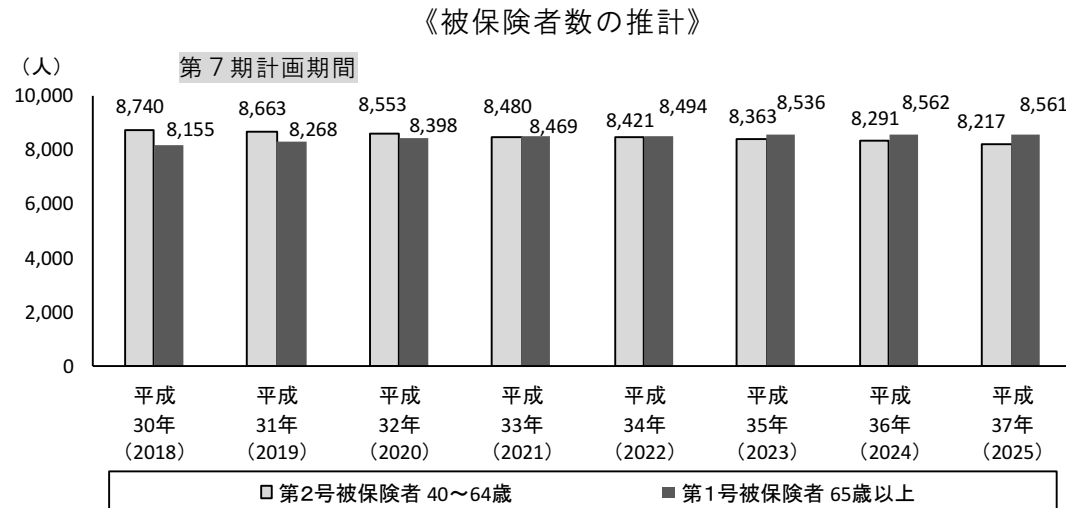
65～74歳の前期高齢者は、平成32(2020)年に4,609人となりますが、以降は減少することが予想されています。

一方、75歳以上の後期高齢者は増加が続き、平成35(2023)年頃には前期高齢者を上回り、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には5,020人となり、高齢者数の58.6%を占めると予想されています。



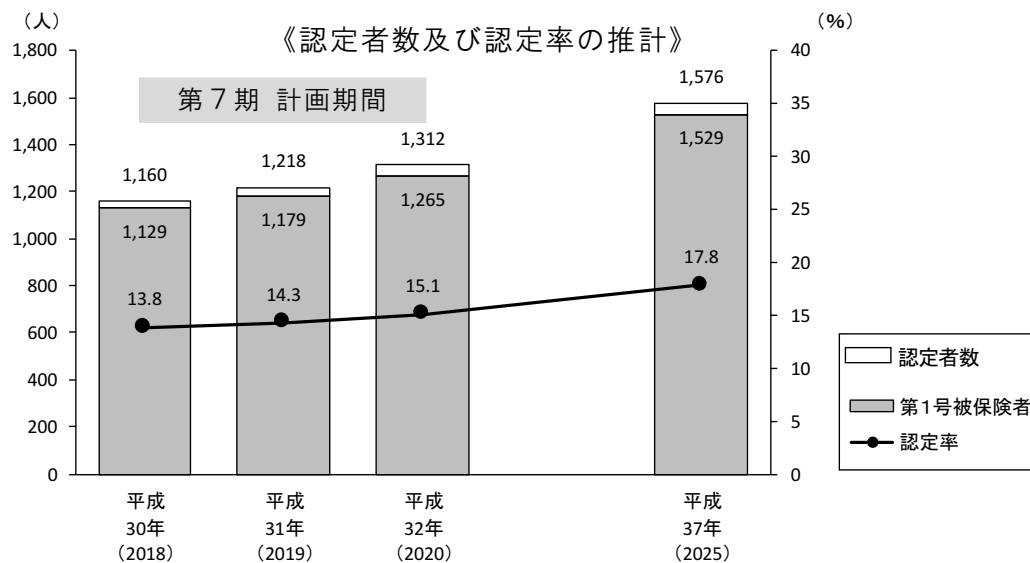
(4) 被保険者数の推計

40～64歳の第2号被保険者は減少が続き、平成34（2022）年頃には65歳以上の第1号被保険者よりも少なくなり、平成37（2025）年には、第2号被保険者は8,217人、第1号被保険者は8,561人となることが予想されます。



(5) 認定者数及び認定率の推計

本計画の期間中は、第6期計画の期間中と同様に前期高齢者が多いため、認定率の大きな上昇は予想されませんが、高齢者数増加に伴い認定者数は増加し、計画最終年度の平成32（2020）年に1,265人に増加することが見込まれます。さらに、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には認定率が17.8%に上昇し、認定者数は1,529人に上ることが予想されます。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 介護保険制度改革の概要について

平成29年5月26日に成立した地域包括ケアシステム強化法では、介護保険制度改革について、以下のとおり示しています。

本計画においても、この制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステム構築及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けた施策の展開を図ります。

《「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の概要》

地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）

- 保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取組む仕組みの制度化
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- 自治体の取組みやその成果を評価する客観的な指標等の設定等

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供、その他の支援の規定を整備等

3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け等

介護保険制度の持続可能性の確保

4 特に所得の高い層の負担引き上げ（介護保険法）

- 特に所得の高い層について介護保険サービスの利用者負担割合が3割に引き上げ

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 第2号被保険者の保険料が「加入者割」から段階的に報酬額（収入）に比例して負担する「総報酬割」に移行

第2節 町の課題及び取組むべき事項



急激な地域社会の変化に向けた準備の必要

- 本町では、現在、高齢化率は高いものの、後期高齢者の割合は全国や群馬県の平均よりも低い状況です。しかし、推計によると、平成34（2022）年頃から後期高齢者が急増し、前期高齢者を上回ることが予想されており、2025年問題が少し早い時期にやってくることを考えられます。
- 75歳以上になると身体機能の低下や疾病の発症等が増加する傾向にあり、医療や介護、福祉サービスへの需要が高まることが考えられます。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加するため、地域生活における様々な支援が求められるようになります。
- そのため、介護保険サービスや福祉サービスなどの公的なサービスだけでなく、地域の団体や町民など、多様な主体が協力、連携して、日常的に高齢者の暮らしを見守り、支える仕組みづくりの重要性が増しています。



社会参加、生きがいづくりの必要

- 本町では、総人口の3割が高齢者であり、職場や家庭、地域で活躍されている高齢者も多くいます。
- 高齢化が進む中、日常生活における支援を必要とする高齢者も増えているため、地域住民の参加、協力が不可欠ですが、同時に、高齢者自身の参加も期待される場所です。
- 高齢者自身にとっても、社会への参加は、社会的な責任や役割を担うことで、生きがいにもつながる効果が期待できます。
- また、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、孤立なども懸念される場所です。配偶者や友人・知人の死去などにより、地域社会とのつながりが絶たれてしまう心配もあります。
- そのため、高齢者が社会とのつながりを持ち、孤立することがないように、また、生きがいのある豊かな高齢期を過ごせるように、社会参加、生きがいづくり活動への支援などを図っていく必要があります。



介護予防・重度化防止対策の必要

- 本町では、要支援・要介護認定者数を高齢者数で割った認定率は、群馬県内はもとより、全国的にもかなり低い水準にあります。これは、後期高齢者の割合が低いことが要因の一つとしてあげられますが、高齢者自身の取組みによるところも大きく影響していると考えられます。
- 今後、後期高齢者が増加しても、この低い認定率を維持できるように、高齢者の健康づくりや介護予防への関心を高めるとともに、疾病予防や介護予防などの更なる施策の充実を図っていくことが大切です。
- また、全国や群馬県と比較すると、要介護3以上の重度の要介護認定者の比率が多い傾向にあります。介護の重症化は当事者本人だけでなく、介護者の心身にも大きな影響を及ぼすため、重度化防止対策は重要な課題です。



持続可能性のある介護保険制度の必要

- 本町では、第1号被保険者1人1か月当たりの費用額が低く、全国や群馬県の平均よりも低い状況です。これは、前期高齢者が多いこと、認定率が低いこと、サービスの受給率が低いことなどが要因として考えられます。
- しかし、サービスを利用している受給者1人当たりの給付月額、全国及び群馬県平均を上回っています。高齢者夫婦のみの世帯が多いことや、重度の要介護認定者が比較的多いことなどから、1人当たりのサービスの利用が増加する傾向にあると考えられます。
- 今後、後期高齢者が増加する中で、介護保険サービス者がさらに増えてくること予想されており、介護保険料の上昇につながることも懸念されています。
- そうした中で、支援を必要とする高齢者が、質の高いサービスを適切に利用していくことができるように、また、高齢者の負担をできる限り抑えて、介護保険の持続可能性を高められるように、介護給付の適正化に向けた取組みを充実していく必要があります。

第3節 基本方針及び基本理念等

本計画は、「邑楽町地域福祉計画」の基本理念「ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち“おうら”」に基づき、基本方針及び基本理念を以下のとおりとします。

1 基本方針

すべての町民の尊厳が守られ、
自立した自分らしい暮らしを全うできるように、
ふれあい、ささえあい、ゆたかなやさしさが調和した
地域包括ケアシステムの構築を図ります。

2 基本理念

基本理念 1

地域福祉活動の継続と発展

すべての町民が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、多様な主体の参加と協力による地域包括ケアシステムにつながる地域福祉活動の発展を図ります。

基本理念 3

介護予防・重度化防止の重視

すべての町民が、できる限り健やかに、自立した暮らしを送れるように、保健・医療・福祉の連携による総合的かつ体系的な施策を推進し、健康づくりや疾病予防、介護予防・重度化防止対策に取り組めます。

基本理念 2

地域とつながり、孤立を防ぐ

すべての町民が、いつでも、どこでも孤立することなく、地域社会とつながりを持ちながら、自らの経験や知識・能力を活かして、共に支え合い、生きていく共生社会の実現を目指します。

基本理念 4

尊厳ある暮らしへの支援

すべての町民が、重度な要介護状態になっても自分らしく、尊厳をもった暮らしを全うできるように、関係機関と連携しながら介護サービスの充実を図り、介護保険制度の持続可能性を高めます。

3 基本目標

基本目標 1 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取組むまち

後期高齢者の急増や一人暮らし高齢者の増加等により、地域社会が大きく変化することを見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して送れるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

そのため、すべての町民が福祉の担い手であることを認識し、地域福祉活動への積極的な参加を促し、活発な地域福祉活動が展開される地域社会の形成を目指します。

基本目標 2 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

高齢者自身がこれまで培ってきた経験や知識・能力を活かし、地域を支える担い手となって活躍していけるように、高齢者の社会参加の支援や活躍の場の拡充に努めます。

また、生きがいづくりの取組み支援や、高齢者の孤独感を解消するための集いの場を提供するなど、多様な社会参加の促進を図ります。

基本目標 3 健やかに自立した暮らしを送れるまち

年を重ねても健やかに、自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の分野の関係機関が連携しながら、地域の課題や特性を踏まえて、疾病予防や健康づくりの取組み、介護予防・重度化防止対策などを推進します。

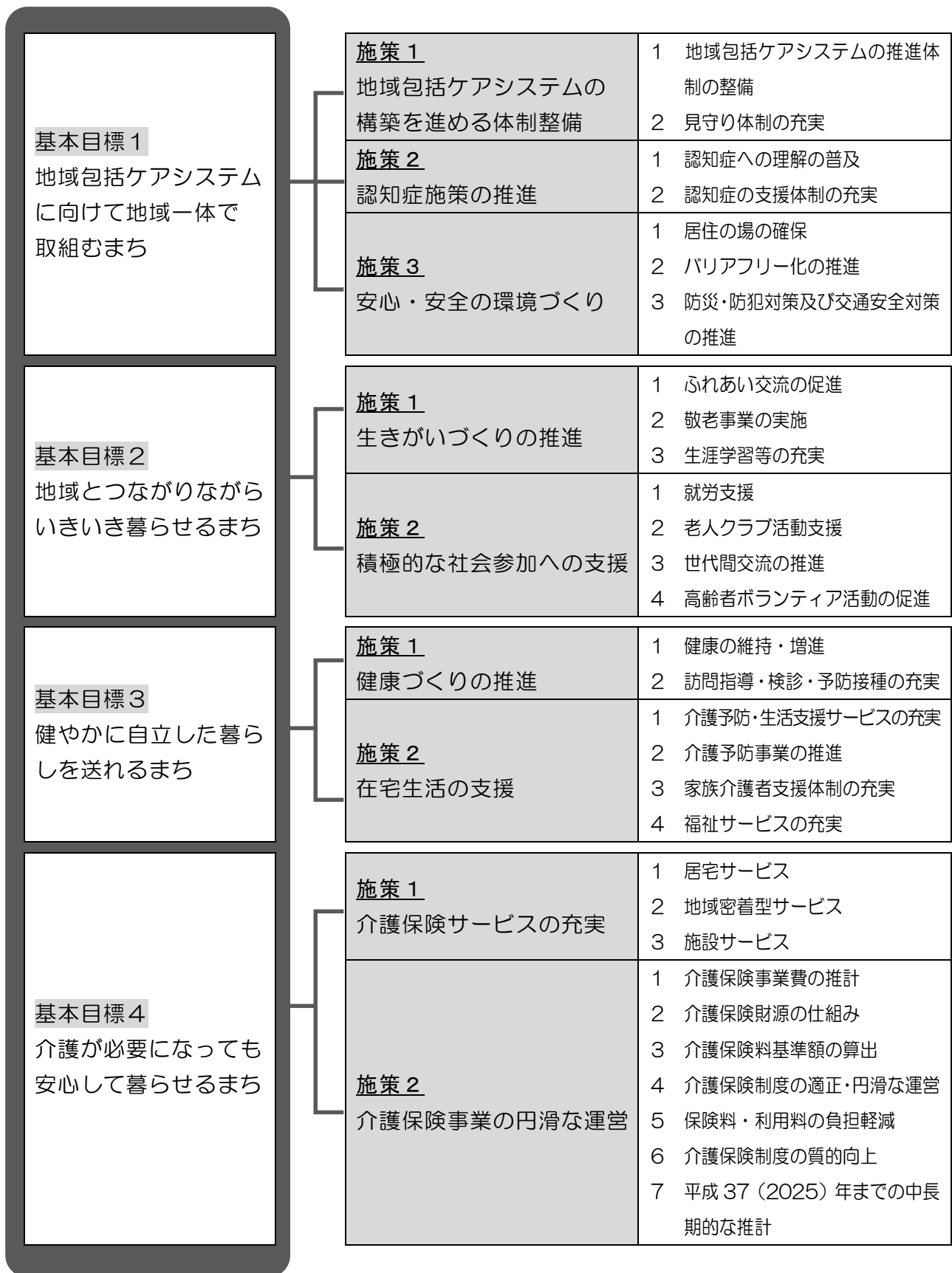
また、増加・多様化する高齢者のニーズに対応できるように、多様な主体の参加と連携による地域の社会資源を活かした支援やサービスの充実を図ります。

基本目標 4 介護が必要になっても安心して暮らせるまち

要支援・要介護認定者や家族が安心して介護サービスを利用しながら暮らしていけるように、持続可能な介護保険制度に向けた取組みを推進します。

また、要介護状態の重度化防止や介護者の介護負担軽減につながるように、質の高い介護サービスが適切に利用できるように努めます。

4 施策の体系



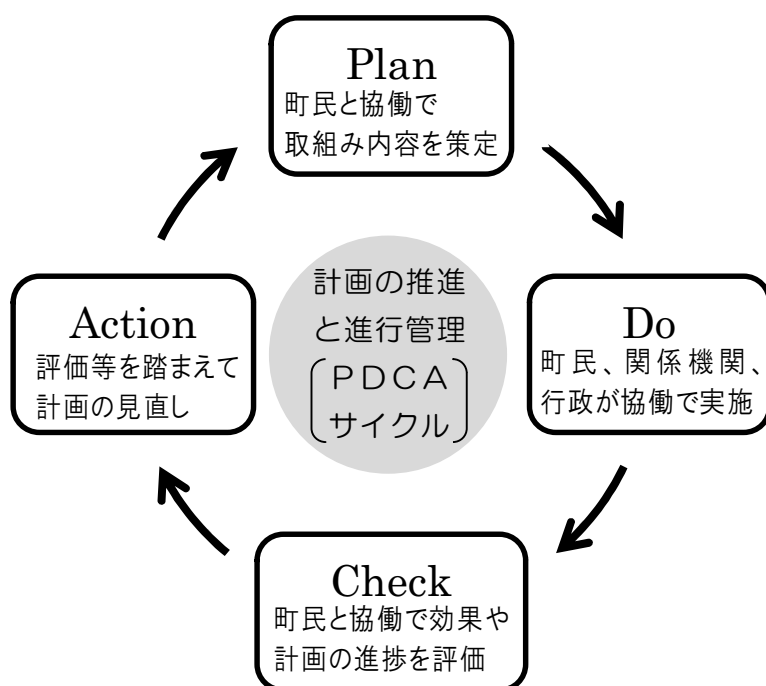
第4節 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域に保健・医療・福祉・介護等の基盤が整備され、サービスを利用しやすくすることが大切です。そのため、「日常生活圏域」を設定して圏域ごとにサービス基盤等の整備を進めることが求められています。

本町では、町の総面積、人口、交通環境、サービス提供事業所等の立地などの状況を考慮して、前計画の考え方を継承し、全町域を1圏域と設定することとします。

第5節 計画の推進と進行管理

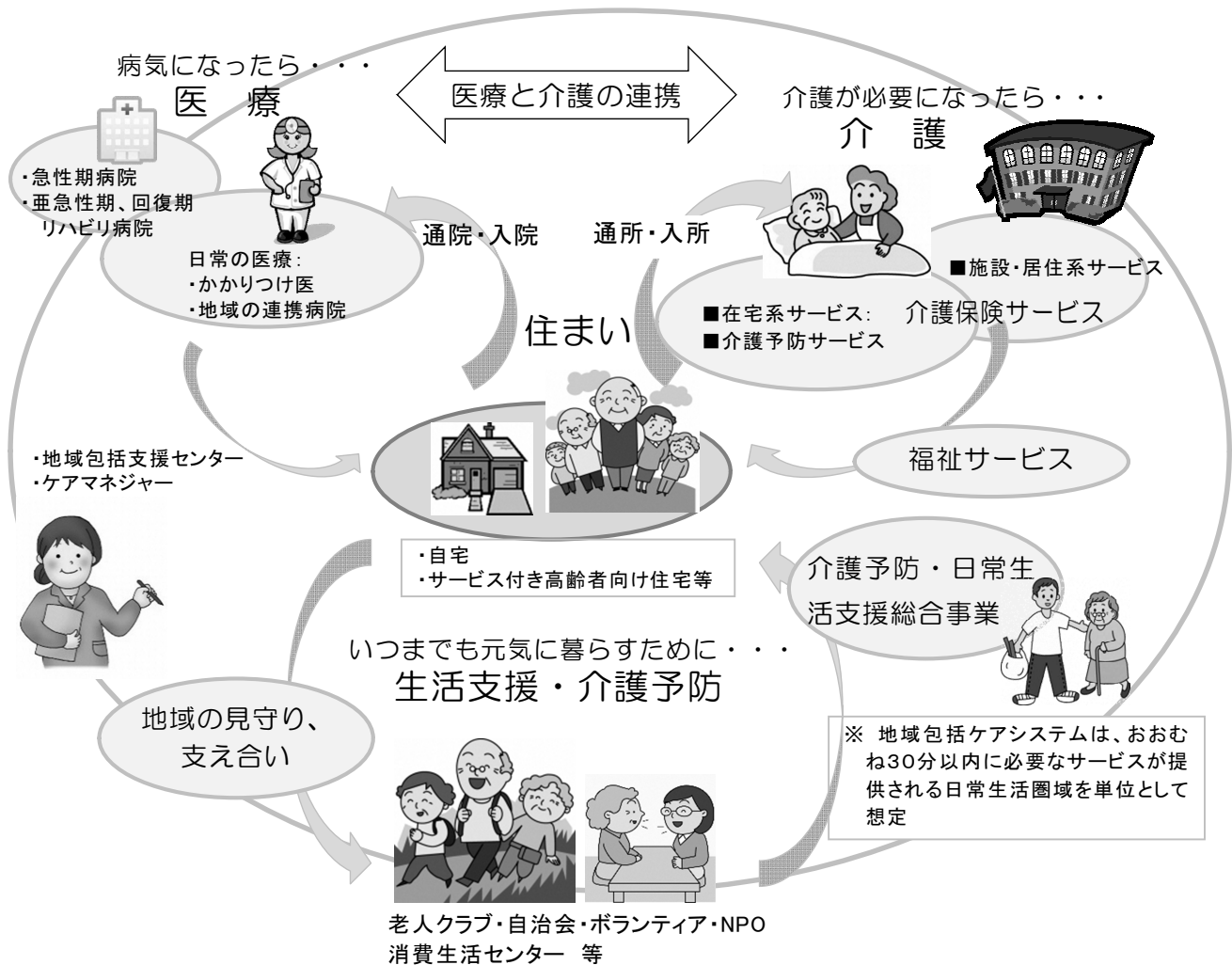
本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況については、「邑楽町介護保険運営協議会」で点検・把握・評価を行っていくものとします。



第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取組むまち

第1節 地域包括ケアシステムの構築を進める体制整備

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムです。



1 地域包括ケアシステムの推進体制の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

■ 概 要

本町では平成18年度から地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。

高齢者一人ひとりの状況やその変化に応じて適切に対応できるように、地域包括支援センターでは、職員のスキル向上のための研修会等への参加や、関係機関との連携強化などに取組んでいます。

■ 課 題

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を図っていく上で重要な役割を担っています。

高齢者のニーズも多様化、専門化しており、地域包括支援センターに求められる役割も高度化し、業務量も増加しているため、人材の育成や関係機関との連携強化等により、地域包括支援センターの機能強化を図る必要があります。

また、高齢者の生活を支援する身近な機関として認識されるように、地域住民への周知が引き続き求められています。

■ 方向性

地域包括支援センターの職員の資質向上のため、研修や勉強会への参加促進や人材の確保に努めるとともに、関係機関及び地域の各種団体との連携を強化し、邑楽町ならではの地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、相談窓口や介護予防事業など、高齢者の暮らしを総合的に支える機関として、地域包括支援センターの認知度が高まるように周知に努めます。

(2) 相談支援体制の充実（総合相談事業）

■ 概 要

地域包括支援センターにおいて総合相談事業を実施しており、高齢者本人や家族、民生委員※6、地域住民等からの相談を受け付け、相談内容に即したサービスまたは制度等につなげられるように取り組んでいます。

高齢者の身近な相談窓口となるように、地域サロンへの参加や、民生委員及び各種団体を通じた周知に努めています。

■ 課 題

相談件数は増加しており、今後も増加が予想されるため、相談に対して適切な支援が行えるように、関係各所とのネットワークの充実に努めていく必要があります。

■ 方向性

高齢者の身近な相談窓口となるように、地域サロンへの参加や、民生委員及び各種団体を通じた周知活動、広報紙への掲載などを継続するとともに、プライバシーが確保され、安心して相談できる体制の充実に努めます。

支援が必要な場合には、迅速かつ適切に対応できるように、日頃から地域における社会資源の把握や関係機関との連携強化に努めます。

また、ケアマネジャー（介護支援専門員）※7や民生委員等が気軽に相談できるよう信頼関係の構築に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
相談件数(件)	230	285	300	300	300	320

※6 民生委員：地域住民の生活状態の把握や、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力を行う人。

※7 ケアマネジャー（介護支援専門員）：要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う人。

第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取組むまち

(3) 情報の共有及び連携体制の向上（地域ケア会議）

■ 概 要

個別事例の検討を通じて地域の多職種協働によるケアマネジメント※⁸支援を行うため、定期的に地域ケア会議を開催しています。

■ 課 題

地域ケア会議を重ねることで地域の現状や課題を共有し、多職種協働による支援ネットワークの活動展開を図る必要があります。

■ 方向性

地域の多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークの強化を図るため、今後も地域ケア会議を定期的で開催します。

地域ケア会議で洗い出された課題を集約し、町全体で取組むべき課題等を整理し、地域包括ケアシステムの構築につなげられるように取組みます。

(4) 高齢者の権利を守る体制づくり

① 権利擁護事業

■ 概 要

地域包括支援センターでは、高齢者の権利擁護のため、本人はもとより、家族、地域住民、介護支援専門員、民生委員等を通じて寄せられた相談に対して、必要な支援を行っています。

■ 課 題

高齢者の権利擁護に関する理解が高まるように講演会を開催していますが、高齢者等への周知は十分とはいえず、一層の啓発活動に取り組んでいく必要があります。

■ 方向性

講演会等を通じた権利擁護事業や成年後見制度の周知を継続的に行い、認知症高齢者等の財産や人権が守られるよう支援していきます。また、高齢者が安心して地域で生活できるように、早期に問題を把握し、支援につなげていけるように、民生委員等や医療機関などとの協力・連携の強化に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
相談件数(件)	13	11	10	10	10	10

※8 ケアマネジメント:主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

② 成年後見制度利用支援事業

■ 概 要

成年後見制度は、心身の障がいや疾病などにより判断能力が不十分な方が、日常生活を営むうえで契約や財産管理について不利益を被ることがないように、家庭裁判所が本人や親族の申し立てに基づいて、本人の代理をする権限を持った「成年後見人」などを決める制度です。

本町では制度利用に係る費用負担が困難な方を対象に費用の一部を助成し、利用を支援しています。

■ 課 題

高齢化が進む中で、当該制度の必要性も高まってくると考えられるため、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の周知を引き続き行う必要があります。

■ 方向性

講演会の開催や広報の活用、関係機関との連携による周知活動などを継続するとともに、生涯学習の場を活用するなど、周知活動の強化も図ります。

また、高齢化や核家族化が進む中、成年後見制度の必要性が増してくると考えられるため、弁護士などの専門職のみでなく、市民後見人や法人後見の取組みなども社会福祉協議会と共に検討していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	1	0	1	2	2	2

③ 高齢者の虐待防止

■ 概 要

高齢者の虐待防止に向けて、講演会等を通じた啓発活動や、関係機関との協力体制の構築を図っています。

■ 課 題

虐待の防止や早期発見のため、町、警察、消防などの関係機関との連携はもちろん、地域住民の協力も不可欠なため、周知活動を引き続き行い、早期の対応を図れる仕組みを構築していく必要があります。

第4章 地域包括ケアシステムに向けて地域一体で取組むまち

■方向性

高齢者の虐待や、適切な権利擁護の支援につながるよう、地域住民を含めた関係機関との連携による高齢者虐待防止ネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
虐待相談件数(件)	11	13	10	10	10	10

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進

■概要

利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントを行えるように、地域包括支援センターにおいて、相談や同行訪問等を行っています。地域ケア会議においても、困難ケースを事例とした地域の課題の検討を行っています。

また、ケアマネジメントに関する情報提供やケアマネジャー同士の意見交換の場として、介護支援専門員（ケアマネジャー）研修会を開催しています。

■課題

高齢者のニーズが多様化、専門化する中、支援が困難な事例等には他の分野との連携も必要となるため、各種専門分野と連携を図りながら、ケアマネジャーの支援体制の充実に努める必要があります。

■方向性

ケアマネジャーとの同行訪問や相談、地域ケア会議における困難ケースを事例とした検討等、ケアマネジャーの支援を引き続き行います。

また、情報の共有化や困難事例の検討を目的としたケアマネジャーの会の組織化も目指します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
困難事例相談件数(件)	75	101	120	130	135	140
介護支援専門員研修会(回)	2	2	2	2	2	2

(6) 在宅医療・介護連携の推進

■ 概 要

館林市邑楽郡医師会と1市5町との委託契約による「在宅医療介護連携相談センターたておう」を中心に、館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進会議等を開催し、在宅医療・介護連携に取り組んでいます。

また、館林邑楽地域における「退院調整ルール」の手引きに基づき、退院前から医療と介護が連携し、退院後の生活や療養を支えることができるように、広報や学習会を開催し、情報提供に努めています。

■ 課 題

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療との連携が不可欠ですが、本町及び周辺地域では、医療機関が少なく診療科目も少ないため、救急時など、医療面に不安を感じている高齢者も少なくありません。そのため、県と連携を図りながら中長期的な視野に立って、医療環境の充実に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者をはじめとする町民の医療に関する不安や心配が軽減されるように、「在宅医療介護連携相談センターたておう」を中心とした関係機関との連携強化を図るとともに、訪問看護や居宅療養管理指導などの介護サービスが充実するように、事業者への働きかけなどを行っていく必要があります。

■ 方向性

医療機関の不足については、県と連携しながら解決に向けて取り組んでいきます。

また、館林邑楽地域在宅医療・介護連携推進会議等を通じて医療機関をはじめとする多職種間の連携強化を図り、共通の問題意識をもって、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

退院を予定している等、医療的なケアが必要な高齢者等については、「退院調整ルール」を活用して、円滑な在宅療養への移行に努めます。また、在宅での看取りニーズなどにも対応できるように、訪問看護や居宅療養管理指導などの介護サービスの充実に向けて、事業者への働きかけ等に努めます。



(7) 生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）

■ 概 要

介護予防・日常生活支援総合サービス事業の開始に伴い、生活支援コーディネーターを配置すると共に、地域づくりのための話し合いの場として第1層協議体を設置し、地域の課題や地域活動状況などの情報を共有し、将来に向けて意見の交換を行っています。

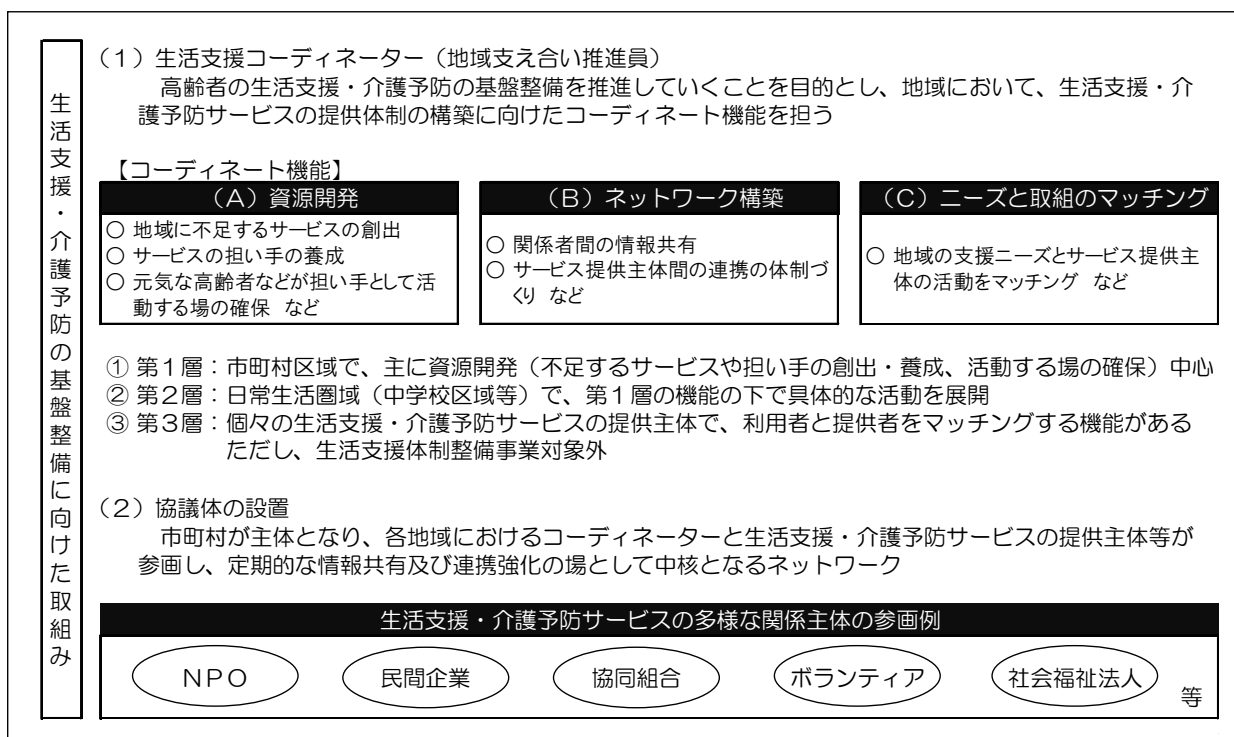
■ 課 題

日常生活に不安を感じる高齢者や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、生活支援体制の整備は急務となっています。

■ 方向性

生活支援コーディネーターと第1層協議体との協力により、日常生活に不安を感じている高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の支えあい活動の展開や生活支援サービス提供体制の充実に努めます。また、支援の層を厚くするため、国においては、第1層の下に中学校区域等を地域の第2層として位置づけていますが、本町では、町の状況からよりきめ細かな体制を整備できるように、地域の第2層を小学校区域と位置づけ、重層的な活動の展開を図ります。

《生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割》



【資料】厚生労働省

（８）介護人材の確保・質の向上

■ 課 題

介護ニーズが増加、多様化する一方、介護人材の不足が懸念されており、介護人材の確保・質的向上は重要な課題となっています。

■ 方向性

介護施設や福祉施設、医療施設などでの職場経験のある町民が活躍できるように、事業者との情報交換や交流の場づくりなどに努めるとともに、介護事業者と連携し、職場体験の充実や地域住民のボランティア活動の参加促進を図ります。

また、将来の担い手として、子どもや若者に高齢者と接する機会が増えるように体験型学習を進めるなど、介護への理解・関心を高める取組みを検討します。

（９）情報提供体制の充実

■ 概 要

介護保険制度や各種サービスに関する情報提供については、町の広報紙やホームページに掲載しているほか、地域包括支援センター等の相談窓口やケアマネジャー等を通じてサービス利用に関する各種情報を提供しています。

■ 課 題

介護保険制度は改正により、制度の仕組みやサービスの種類の増加など、制度が複雑化、多様化しており、高齢者やその家族にわかりにくくなっているところもあり、不安や心配にもつながるため、情報提供体制の充実を図る必要があります。

■ 方向性

地域包括支援センターにおいて、様々な情報提供や相談対応を行っていることが認知されるように、町の広報紙やホームページを活用するとともに、民生委員や行政区等を通じて周知活動に努めます。また、制度やサービス、地域包括ケアシステムを含めた町の取組みについて、広く認知されるように、パンフレットを役場の窓口だけでなく、保健センターや図書館、公民館などへ設置したり、地域サロンや出張サロン、高齢者教室などを活用して説明会を開催したりするなど、周知の徹底に努めます。

(10) 家族等の介護者への支援体制の充実

■ 概 要

家族等の介護者への支援については、地域包括支援センターにおいて、介護者への相談対応の他、介護者のリフレッシュや介護者同士が情報交換等を行えるように介護者サロンも開催しています。また、介護サービスとともに福祉サービスにおいても、在宅で介護を行う介護者への各種支援を行っています。

■ 課 題

在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続について様々な不安を感じている介護者の様子もうかがえます。高齢者のみの世帯も増えつつある中、老老介護や認認介護※⁹が増加することも考えられます。また、全国的に介護離職の問題も深刻化しており、在宅介護を行う家族等の介護者への心身の負担軽減を図ることは重要な課題となっています。

■ 方向性

地域包括支援センターにおける介護者への相談支援についての周知を図ります。また、介護者サロンについても、町の広報紙やホームページへの掲載、ケアマネジャーや民生委員を通じた周知を行い、多くの介護者が参加できるように努めます。さらに、介護サービスや町の福祉サービスだけでなく、多様な主体による介護予防・生活支援サービス等の展開を図り、介護者の支援体制の充実に努めます。

※9 認認介護：老老介護の中でも、認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること。

2 見守り体制の充実

■ 概 要

民生委員や配食サービスの利用を通じた配達員による見守り、安否確認を行っています。また、民間事業者・団体と協定を結び、地域の高齢者等の見守り活動を推進しています。

自治会、老人クラブ等においても、高齢者の見守りや声かけなどを行っています。消費生活センターとの連携により、消費者被害の早期発見と未然防止を目的に、高齢者等の消費生活の見守り等を行っています。

■ 課 題

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が地域から孤立することがないように、一人暮らし高齢者等の把握や緊急時における対応等、地域の支えあい体制の強化が求められています。

■ 方向性

生活に課題を抱える高齢者や、支援を求める高齢者を早期に発見して、適切な相談窓口につなげられるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費生活センター、事業者、民生委員、地域住民等との連携強化や、見守り活動に協力していただける民間企業の拡大などに努めます。

また、生活支援サービスの体制整備などにあたっては、町民の参加が不可欠であり、今後の地域福祉活動の展開においても若者の参加が重要なため、町内に住む学生や通学する学生に対しても、見守り活動を含め、ボランティア活動への参加促進に向けた働きかけを行います。

第2節 認知症施策の推進

1 認知症への理解の普及

(1) 認知症ケアパス※¹⁰の普及

■ 概 要

認知症になっても、本人やその家族が安心して地域で生活できるようにするためには、地域全体の理解と協力が不可欠です。

そのため、本町では、認知症に関する相談窓口の周知や、認知症の進行状況に応じたサービスなどを一体的に紹介する認知症ケアパスを作成し、活用を図っています。

■ 課 題

認知症に対する町民の理解を深めるとともに、認知症の早期発見・早期治療にもつながるように、認知症ケアパスの普及を図る必要があります。

■ 方向性

役場の窓口配置したり、研修会等で配布したりするなど、認知症ケアパスの普及に努めます。

ケアパスの内容については、利用者からの意見も聞きながら見直しをし、より使いやすい実用的なものにしていくよう改善に努めます。

※10 認知症ケアパス: 認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた支援や医療、介護サービスのガイドブック。

(2) 認知症サポーター※11の養成

■ 概 要

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症キャラバンメイト※12の協力により「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

■ 課 題

認知症になっても、地域の理解と協力を得ながら、本人やその家族が安心して地域で生活できるように、より多くの認知症サポーターの育成を図っていく必要があります。

■ 方向性

認知症キャラバンメイトの協力により「認知症サポーター養成講座」の開催を継続し、認知症高齢者と家族への応援者である認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーターが活躍できるよう、本計画期間中に認知症カフェ2か所の設置を目指し、運営の充実を図ります。

また、小学校や中学校においても「認知症サポーター養成講座」の開催に努め、平成29年3月末現在で累計人数540人の認知症サポーターを、本計画期間中に1,700人に増加することを目指します。

(3) 認知症予防の推進

■ 概 要

高齢化が進む中、認知症患者数の増加が懸念されており、本町においても、健康づくりや介護予防等を通じて、認知症予防の取組みを推進しています。

■ 課 題

ニーズ調査では、物忘れをすることに不安を感じていたり、認知症予防の充実を求めたりする意見などもみられるため、認知症予防対策の充実を図る必要があります。

■ 方向性

運動、口腔機能の向上、趣味の活動等、日常生活における取組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いため、介護予防・生活支援サービスや行政区サロンなど通じて、認知症予防の取組みを推進していきます。また、効果的な認知症予防対策の展開が図れるよう、医療機関等の関係機関とも情報を共有しながら取り組んでいきます。

※11 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。

※12 認知症キャラバンメイト：認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

2 認知症の支援体制の充実

(1) 認知症初期集中支援チームの配置

■ 概 要

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療機関と連携し、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム（以下、「支援チーム」という。）を設置しています。

また、支援チーム員研修を修了した職員2名を地域包括支援センターに配置しています。

■ 課 題

高齢化が進む中、認知症高齢者の増加も予想されるため、支援チームの適切な管理・運営を図っていく必要があります。

■ 方向性

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援が充実するように、支援チームの適切な運営、管理を行うとともに、かかりつけ医療機関との連携も図れるように努めます。

今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応の充実を図るため、支援チーム員研修受講者の増加を目指します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

■ 概 要

認知症に関する医療・介護等の連携の推進役として、医療や介護における専門的知識や経験を有する認知症地域支援推進員を配置しています。

■ 課 題

認知症地域支援推進員の資質向上を図るため、研修会への参加や地域の支援機関との顔の見える関係づくりを行っていく必要があります。

■ 方向性

認知症が疑われる方への早期支援、サービスの情報提供、見守り支援の充実につなげるため、認知症地域支援推進員の活動の充実を図ります。

第3節 安心・安全の環境づくり

1 居住の場の確保

■ 概 要

本町では、介護（予防）保険サービスにおける住宅改修などを通じて、高齢者が安心して住み慣れた家で暮らせる支援を行っています。

■ 課 題

高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心できる生活を送るため、住宅対策は重要な課題の一つであり、在宅福祉を推進するための基盤となることから、今後予測される高齢者世帯の増加を踏まえた居住の場の確保が求められています。

■ 方向性

高齢者の身体状況に合わせた改修を実施するために、高齢者住宅改修相談や情報提供を行い、高齢者が要介護状態となることへの予防や重度化の防止を図ります。

また、入居者に対して安否確認や生活支援サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅等、様々な住まいの状況について情報の収集と提供に努めます。

その他にも、町営住宅の活用や、町内の不動産業者との連携により民間賃貸住宅の所有者・事業者への協力要請など、高齢者それぞれに合った住まいの確保に向けて支援に努めます。

空き家についても、空き家や空きアパートの実態調査を他部署と連携して行い、高齢者の住まいとしての活用の可能性などを検討していきます。

2 バリアフリー※¹³化の推進

(1) バリアフリーのまちづくり

■ 概 要

高齢者が安全・快適に生活できるよう、道路と歩道との段差の解消や、ユニバーサルデザイン※¹⁴製品の採用などに努めています。

■ 課 題

生活の支障となる障壁等を取り除くための道路や施設等のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を検討していく必要があります。

■ 方向性

高齢者の閉じこもり防止のためにも、バリアフリーに配慮した町有施設や道路、公園の整備に努めます。新たな施設等の建設においてはユニバーサルデザインの導入に努めます。

また、イベント等の開催時においても、外出に不安を感じる高齢者等の参加につながるように、情報提供のあり方や誘導體制の配慮、車椅子等に配慮したトイレの設置や駐車場の確保など、バリアフリー化されたイベントの開催に努めます。

(2) 交通弱者への公共交通の対応

■ 概 要

集落が散在している本町では、主な交通手段は自動車が大部分を占めていますが、徒歩や自転車以外に交通手段を持たない、いわゆる交通弱者（高齢者や子ども）においては移動手段の確保が不可欠なため、公共路線バスの運行維持に努めています。

■ 課 題

高齢者による交通事故が社会問題となっており、免許を持たない高齢者等の増加が予想されるため、移動手段の確保は大きな課題となっています。

■ 方向性

交通弱者の日常生活の交通手段として、現行2路線の運行・充実を図り、利用者の利便性向上を目指します。そのため、現行2路線について、邑楽町役場を交通結節点とした町内バスネットワークを構築します。

※¹³ バリアフリー：住宅建築用語としては、段差などの物理的な障壁の除去をいうが、福祉的にはより広く高齢者や障がい者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※¹⁴ ユニバーサルデザイン：できる限りすべての人に利用可能なよう、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめてから誰もが利用しやすいデザインを取り入れておこうとする考え方。

3 防災・防犯対策及び交通安全対策の推進

(1) 防災対策の推進

■ 概 要

災害時に一人で避難することが困難な要介護高齢者や障がい者等を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。また、町防災訓練への参加促進を図るとともに、要支援者対策として、車いすでの避難等の訓練を行っています。

■ 課 題

一人暮らし高齢者や一人での避難が難しい高齢者が増加することが予想されるため、災害時の避難対策及び避難所生活の体制整備を図る必要があります。

■ 方向性

町防災訓練への参加促進を図るとともに、車いすの避難等の実践的な訓練を継続していきます。避難行動要支援者名簿についても、災害時に効果的に活用されるように、民生委員や自主防災組織、消防団等の関係者との連携協力に努めます。

また、避難所生活は高齢者にとって、精神的、身体的に大きな負担となるため、福祉避難所をはじめ、避難所の環境整備に努めます。

(2) 高齢者の交通安全・防犯対策の強化

■ 概 要

交通安全対策については、警察及び交通安全協会、女性ドライバークラブ等の協働により、高齢者交通教室の開催や、全国及び県民交通安全週間における街頭指導を行っています。また、交通指導員による定期的な街頭指導も行っています。

防犯対策については、安全安心まちづくり推進協議会主催により老人クラブ連合会が構成団体として参加する防犯講座を開催しています。また、消費生活センターとの協力による防犯講座や、安全安心まちづくり推進協議会主催のあいさつ運動を展開しています。

■ 課 題

被害者としてだけでなく加害者として高齢者が関係する交通事故や犯罪が発生しており、高齢者への注意喚起を図っていく必要があります。

■ 方向性

警察をはじめとする関係機関と連携し、交通安全対策を推進します。また、交通事故については、被害者としてだけでなく、高齢者が加害者になるケースも増えてきているため、関係団体と連携し、邑楽町運転免許証自主返納支援を推進していきます。

防犯対策については、消費センターとの連携による防犯講座や、高齢者が巻き込まれやすい犯罪被害情報の提供など、啓発活動の強化により地域や高齢者自身の防犯意識の高揚に努めます。

第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

第1節 生きがいの推進

1 ふれあい交流の促進

(1) ふれあい地域づくり事業「行政区サロン」(社会福祉協議会)

■ 概 要

高齢者同士が歓談等の交流をすることで、地域からの孤立を防ぎ、助け合い、支えあいながら暮らしていけるように、行政区単位で高齢者が地区公民館等に集い、健康教室や会食等を行い、交流を深めています。

■ 課 題

参加者の固定化がみられ、男性の参加が少ない状況にあるため、多くの高齢者の参加につながるように、娯楽、教養、懇親など、内容の充実を図る必要があります。また、全行政区での実施が望ましいものの、運営体制や担い手不足等で難しい状況となっています。

■ 方向性

今後も事業の継続を図り、高齢者の引きこもりの防止、外出機会のきっかけづくり、懇親の場づくりとして、一人でも多くの高齢者が参加できるよう継続的な声かけや企画内容の工夫などにより、内容の充実を図ります。

また、全行政区での実施を目指し、研修会等を開催してサロンの重要性を伝え、運営や送迎等を担う人材の発掘や育成に努めます。

《目標値》

項 目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	8,704	7,897	7,924	8,300	8,600	9,000
実施地区(地区)	24	24	25	26	27	28

(2) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業「みちくさの広場」(社会福祉協議会)

■ 概 要

各地区で行われている「行政区サロン」とは異なる趣向で、一人暮らし高齢者等が元気に生活し要介護状態にならないよう、屋外散歩や手指の訓練、頭の体操、健康教室等、幅広い活動を行っています。

■ 課 題

地区によっては参加者が減少しているところもあるため、出張サロンの実施や事業内容の充実などに取組んでいく必要があります。

■ 方向性

仲間づくりや自立のための支援が行えるように、民生委員等と協力しながら事業の周知や出張サロンの実施、事業内容の充実に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	568	550	550	550	550	550
実施地区(地区)	34	34	34	34	34	34

(3) 福祉センター管理運営事業(社会福祉協議会)

■ 概 要

高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設として活用されており、相談及び教養講座等も実施しています。

■ 課 題

教室によって利用者が増えているもの、減少しているものがあり、年齢層によりニーズも異なるため、新規講座の開拓や教養娯楽室の利用増加を図る必要があります。

また、施設が老朽化しているため、施設の改修を検討していく必要があります。

■ 方向性

高齢者の生きがい活動や、コミュニケーションの拠点として活用できるように、カラオケ教室など集客人数の多い教室の拡充や、発表会なども多くするなど、高齢者のニーズを踏まえた運営や教室の開催に努めます。

また、高齢者の集いの施設として定着しているため、現在の施設の利用継続に努めるとともに、安全に利用できるように、施設の改修についても検討します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	45,837	44,328	45,000	45,000	45,000	45,000

第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

(4) 生きがい活動支援通所事業「よっていがっせ」「悠遊会」

■ 概 要

高齢者の居場所づくりとして、「よっていがっせ」及び「悠遊会」の2か所で教養講座や趣味活動、食事の提供などを実施しています。

■ 課 題

高齢者の居場所づくり、交流の場として、気軽に参加できる環境づくりが求められています。

■ 方向性

今後は、地域支援事業の「住民主体のサービス」なども視野に入れ、事業の見直しを行っていきます。

2 敬老事業の実施

(1) 敬老祝金支給事業

■ 概 要

町内に住む高齢者の長寿を祝福し、祝い金（77歳 10,000円、88歳 20,000円、99歳 30,000円、100歳 100,000円）を支給しています。

■ 課 題

高齢化が進み該当者の増加が予想されますが、高齢者の長寿を祝う事業として、事業の継続は図っていくことが望まれます。

■ 方向性

長寿を祝福することにより生きがいづくりになるため、該当する高齢者の人数等を考慮しながら、事業を継続していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
該当者数(人)	327	388	419	450	470	550

(2) 敬老祝式典事業

■ 概 要

米寿と金婚式を迎える方を対象に記念式典を開催し、慶祝状と記念品を贈呈しています。

■ 課 題

米寿・金婚者数とも増加傾向にあるため、今後、記念式典の開催については、会場も含め、新たな取組みを検討していく必要があります。

■ 方向性

一人でも多くの方に参加してもらえるように、記念式典の会場も含めて、事業内容の見直しを考えていきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
米寿者数(人)	98	117	113	110	120	120
金婚者数(組)	37	53	50	50	50	50

3 生涯学習等の充実

(1) 生涯学習事業

■ 概 要

高齢者が学習活動を通じて心身の健康や社会参加につながるように、公民館等で行われる高齢者教室において、歴史散歩・健康管理・手芸・振り込め詐欺対策等の多様な内容の教室を開催しています。

また、地域貢献にもつながるように、高齢者の意見を取り入れながら楽しく参加できる事業内容を心がけています。

■ 課 題

公民館事業に参加したことのない高齢者も気軽に足を運んでもらえるように、内容の充実を図っていく必要があります。

また、参加者が地域の中での役割意識を持って、いきいきと充実した生活を送れるように、事業内容を検討していく必要があります。

■ 方向性

生涯学習事業を通じて、元気に地域の中で活動・活躍できる高齢者が増えることを目指します。そのため、高齢者の学習ニーズの把握に努め、教室の内容充実にも努めるとともに、高齢者が培ってきた知識や技術を活かせるように、講師として地域の中で活躍できるような機会づくりに努めます。

(2) 図書貸出事業

■ 概 要

町立図書館で、移動図書館車「はくちょう号」を使い、毎月2回（第2・4木曜日）町内の高齢者福祉施設を巡回し、図書館まで本を借りに来ることが困難な高齢者に本の貸出を行っています。

■ 課 題

巡回サービスは、高齢者から好評を得ていますが、新刊や大活字本などの購入が難しい状況にあります。

■ 方向性

文字に接することは脳の活性化に大いに役立つため、高齢者のニーズに応えられるように工夫検討していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動

■ 概 要

生涯の各時期に応じた健康・体力づくりを推進しており、高齢者対象では、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、新卓球、ペタンク※¹⁵、ユニカール※¹⁶等の軽スポーツがあります。特に、グラウンド・ゴルフの団体及び愛好家は多数おり、高齢者の社会参加・健康増進につながっています。

■ 課 題

健康志向の中、今後もスポーツの愛好家は増加が予想されます。また、近年はウォーキングの愛好家が増加しており、高齢者のニーズの把握に努め、継続的に楽しみながら、安全に取組めるスポーツ・レクリエーション活動の支援を行っていく必要があります。

■ 方向性

行政区や地域等の高齢者団体と連携を図りながら、高齢者が安全に気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の提供に努めていきます。

※15 ペタンク：地面に描いたサークルから目標球に向けてボールを投げ、相手より目標球に近づけることで得点を競う球技。

※16 ユニカール：カーリングを屋内で手軽に楽しめるように考案された競技です。氷の代わりに滑りやすい専用カーペットの上で、取手のついた合成樹脂製のストーンを使用してゲームを行います。教室や会議室など屋内で平坦な床の上なら、どこでもプレイすることが可能な競技。

第2節 積極的な社会参加への支援

1 就労支援

(1) 高齢者活力センター運営事業

■ 概 要

高齢者の能力を活用し、活力ある地域社会づくりを進めるため、社会福祉協議会に助成し、高齢者活力センター運営事業を行っています。

高齢者活力センターでは、高齢者の生きがいと地域社会への貢献を目的に、働く意欲のある高齢者の登録に努めるとともに、受注に応じて会員登録者の希望する仕事をあっせんしています。

■ 課 題

職種の中心が草刈、植木剪定、清掃等の重労働が多く、会員の要望する仕事と合致しないケースが多いため、職種の拡大と会員の拡大を図っていく必要があります。

■ 方向性

会員の拡大については、行事を通して広報活動や、広報紙、インターネット（ホームページ）を通じて登録を呼びかけます。また、多くの元気な高齢者に就労機会を提供できるように、職種の拡大に向けて関係機関への協力要請に努めます。

《目標値》

項 目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
会員登録者数(人)	117	111	115	116	117	118
受注件数(件)	1,115	1,084	1,080	1,100	1,100	1,100

2 老人クラブ活動支援

(1) 老人クラブ助成事業

■ 概 要

老人クラブ活動により地域での交流を深め、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。

また、「あすへひとこと」※17編集事業では、町在住の高齢者の体験談をまとめており、町の歴史や貴重な民族文化資料として高い評価を受けています。

■ 課 題

クラブ数・会員数とも減少傾向にあるため、各地域とも参加しやすく魅力のあるクラブ活動となるよう支援し、高齢者の参加意識を高める必要があります。

※17 あすへひとこと：明治・大正・昭和と激動の時代を生き抜いてこられた、邑楽町在住の高齢者の貴重な体験談をまとめたもの。

第5章 地域とつながりながらいきいき暮らせるまち

■ 方向性

生きがいつくりや仲間づくりの場となるため、老人クラブ活動の様子を広く周知し、高齢者の参加促進を図るとともに、活動内容も充実するように支援していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
クラブ数(団体)	20	20	18	18	18	18
会員数(人)	1,194	1,170	1,083	1,100	1,100	1,100

3 世代間交流の推進

■ 概 要

地域交流を目的とした邑多福まつりを開催し、普段関わる機会の少ない子どもや高齢者、障がい者等の交流を図っています。

■ 課 題

世代を超えた住民同士の交流機会の創出を図っていくことが求められています。

■ 方向性

今後も、地域交流を図る邑多福まつりを行うことにより、世代間交流の充実に努めます。

4 高齢者ボランティア活動の促進

■ 概 要

高齢者による社会参加及び社会貢献活動を通じて、高齢者の介護予防と生きがいつくりを促進するとともに、高齢者が地域の支え手として活躍できる地域社会づくりを推進することを目的として、邑楽町介護支援ボランティア事業を実施しています。

あらかじめ指定されているボランティア受け入れ先において、介護支援に係るボランティア活動を行った場合に「ポイント」が貯められ、それに応じて換金を行えるようにしています。

■ 課 題

福祉や災害対策、環境問題など、地域社会における各種課題に対応できる地域の人材不足が危惧される中、定年退職や子育てなどが一段落した元気な高齢者が、セカンドライフとして地域社会で活躍できるように、高齢者のボランティア活動を促進していく必要があります。

■ 方向性

邑楽町介護支援ボランティア事業の周知を図り、多くの元気な高齢者のボランティア活動への参加促進を図ります。

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

第1節 健康づくりの推進

1 健康の維持・増進

(1) 健康診査及び各種検診事業

■ 概 要

健康診査及び各種検診事業を通じて、生活習慣病の予防に取り組んでおり、各種がん検診は70歳以上を無料にし、受診しやすい体制をとっています。また、国保特定健診及び後期高齢者健診は集団健診だけではなく、医療機関にも委託し、受診しやすい環境づくりに努めています。

■ 課 題

生活習慣病予防については幅広く、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸を課題に幅広く取り組んでいく必要があります。

■ 方向性

特定・後期高齢者健診や各種がん検診の充実に努め、生活習慣病や病気の進行、合併症を引き起こすことを予防する重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

(2) 運動教室

■ 概 要

健康増進関係では、「ウォーキング」や「ヨガ」以外にも「ムーブストレッチ」や「スロージョギング」教室を新規に開催しました。高齢者向けでは、「ますます元気教室」等の介護予防教室の充実に取り組んでいます。

■ 課 題

健康づくりや介護予防の観点から、体を動かす機会を増やし、運動習慣を身につけてもらえるよう支援していく必要があります。

■ 方向性

高齢者向けの教室については、筋力アップやロコモ※18予防などの体力向上を目的とした内容の充実に図るとともに、広く高齢者に周知し、参加促進に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
健康ウォーキング教室参加者(人)	34	37	38	35	36	37

※18 ロコモ:ロコモティブシンドローム(運動器症候群)。ロコモティブシンドロームとは、骨・関節・筋肉などの運動器の衰えにより、要介護状態になったり、要介護状態になる危険度の高い状態。

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

(3) 栄養教室

■ 概 要

生涯骨太クッキング教室の開催や、シニア料理教室、男性の料理教室等を開催し、高齢者の低栄養予防や減塩の普及啓発に努めています。

■ 課 題

高齢者は食事の偏りなどから生活機能の低下を招くおそれがあるため、地域包括支援センターと連携した予防対策が求められます。

また、参加者の少ない教室もあるため、内容等について検討していく必要があります。

■ 方向性

地域包括支援センターと連携しながら教室の内容を充実させ、高齢者の栄養改善に向けて取り組んでいきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
健康料理教室参加者(人)	119	59	60	60	65	70

(4) 健康教育

■ 概 要

高齢者向けの健康教育では、保健センターだけでなく地域や公民館、福祉センター寿荘等に出向き、ロコモ予防や低栄養の予防・改善、熱中症予防等の健康管理の内容充実に努めています。

■ 課 題

参加者の固定化もみられるため、多くの高齢者の参加を促進し、高齢者同士の交流を深め、楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組めるよう、高齢者の状況やニーズを踏まえて、内容の充実を図っていく必要があります。

■ 方向性

一人でも多くの高齢者が気軽に参加できるよう、各地域のニーズも踏まえながら、高齢者同士が交流を深め、楽しみながら教室に参加できるよう支援します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
健康教育参加延人員(人)	3,246	3,818	3,200	3,100	3,150	3,200

(5) 健康相談

■ 概 要

定期的な健康相談を、乳幼児から高齢者まで幅広く実施します。定期健康相談以外にも、窓口に来所や電話等、乳幼児から高齢者まで随時相談に応じています。

■ 課 題

突発的な健康相談で処遇困難事例もあり、多職種との連携を図りながら個々のケースに対応していくため、保健師等の専門職のマンパワーの確保について検討していく必要があります。

■ 方向性

高齢者の健康相談などは、地域包括支援センターと連携しながら、対応していきます。

また、町の健康相談事業について広報紙やホームページ、保健推進員※¹⁹等の地区組織を通して周知・啓発をしていきます。

健康相談で解決できないような処遇困難事例に対しては、個人情報に配慮しつつ、他職種や他機関との連携を図りながら、対応していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
健康相談被指導人員(人)	675	935	900	800	800	800

2 訪問指導・検診・予防接種の充実

(1) 訪問指導

■ 概 要

健診の結果について保健師や管理栄養士が家庭を訪問し、家庭の状況を把握しながら生活習慣病予防（糖尿病重症化予防）等、保健指導を行っています。また、配食サービスの訪問調査時に必要な方に対しては栄養指導を行います。

高齢者に対しての訪問では、介護保険係や地域包括支援センターとの協働による訪問も実施しています。

■ 課 題

一人暮らしや虚弱な高齢者への配食サービスの需要も増え、訪問指導も増加傾向にあります。訪問指導による健康づくりへの支援や重症化予防は重要性が増しています。

※19 保健推進員：地域における様々な健康づくり活動の支援を行う人。

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

■方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護分野と連携し、家庭の状況を踏まえた訪問指導による健康づくりへの支援や、重症化予防の推進に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
訪問指導人数(要指導者・ 介護予防関係)(人)	366	257	280	250	280	310
訪問指導活動延日数(日)	158	113	120	100	110	120

(2) 骨粗しょう症検診

■概要

40～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施します。また、検診(骨密度測定)後には、結果の説明会を開催するとともに、転倒や骨折予防等の普及啓発に努めています。

■課題

骨粗しょう症検診の要精密検査者に紹介状を出しても、医療機関の受診者は半数強にとどまっています。

骨粗しょう症は、転倒やささいなきっかけからの骨折などにより、要介護状態になるおそれがあるため、若い頃からの骨粗しょう症予防に関する積極的な啓発が必要です。

■方向性

今後も検診と結果説明、予防のための健康教育を一体化させ、予防や生活習慣の改善のための健康教育を充実します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
骨粗しょう症検診受診者数(人)	503	444	410	400	390	390
骨粗しょう症検診受診率(%)	36.2	33.2	33.0	33.0	33.0	33.0

(3) 高齢者予防接種

■ 概 要

予防接種法に基づき、高齢者にインフルエンザの予防接種費用を助成するとともに接種勧奨をし、発症・重症化の防止、更には医療費の軽減を図ることを目的とし実施しています。

また、平成26年4月より高齢者肺炎球菌（任意）予防接種の接種費用一部助成を、平成26年10月より高齢者肺炎球菌（定期）予防接種を実施しています。

■ 課 題

施設入所者などは、受領委任払いができない場合もあるため、医療機関とのやりとりが複雑化しています。また、医療機関によっては、任意接種としての取り扱いとなるところもあるため、実施体制について検討していく必要があります。

■ 方向性

高齢者対象の予防接種はB類疾病（インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症）のため接種勧奨は行わないものの、対象者には接種の機会を広く周知します。また、引き続き接種希望者がかかりつけ医で接種できるよう依頼書の発行や償還払い等対応し、接種環境の整備に努めます。

《目標値》

項 目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
高齢者インフルエンザ接種者(人)	4,004	4,261	4,320	4,500	4,300	4,300
高齢者インフルエンザ接種率(%)	52.9	54.3	54.0	55.0	55.0	55.0
高齢者肺炎球菌接種者(人)	740	817	800	800	185 ^(注)	185 ^(注)
高齢者肺炎球菌接種率(%)	45.5	45.5	45.5	45.0	45.0	45.0

(注)平成31年度からは65歳の者のみ対象

第2節 在宅生活の支援

1 介護予防・生活支援サービスの充実

(1) サービスの充実

■ 概 要

平成29年度より介護予防・生活支援サービスが開始され、基本チェックリスト※20により生活機能の低下が確認された高齢者や要支援者を対象に、これまでの予防給付の訪問介護及び通所介護に相当するものを実施しており、緩和した基準による訪問型サービスA及び通所型サービスAについても開始に向けて検討、準備を行っています。

■ 課 題

生活機能の低下がみられる人が利用できるサービスとして開始していますが、十分に認知されていないため、より周知に努める必要があります。

また、利用者の増加が予想されるため、サービス提供体制の充実が課題となっています。

■ 方向性

広報紙やチラシの配布、民生委員等の協力を得ながら、サービスの周知に努めます。

実施体制については、要支援者や介護保険非該当者のサービス利用希望の動向を踏まえ、生活支援コーディネーターや協議体と協力して地域の状況にあった事業の展開に努めます。

また、担い手の養成に努め、住民主体によるB型サービスの担い手の確保、サービス開始に結びつく支援を行い、多様なサービスの展開を図ります。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
訪問型サービス利用者数(人)	1	623	1,080	1,200	1,200	1,200
通所型サービス利用者数(人)	0	695	1,560	1,650	1,650	1,650

※20 基本チェックリスト:65歳以上を対象に介護予防のチェックのために実施する質問表のこと。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、栄養、口腔、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25の項目にわたる質問表。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

■ 概 要

要支援者及び基本チェックリストに基づく事業対象者に介護予防ケアプランを作成し、適切な介護予防・生活支援サービスによる支援を行うなど、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメント事業を行っています。

■ 課 題

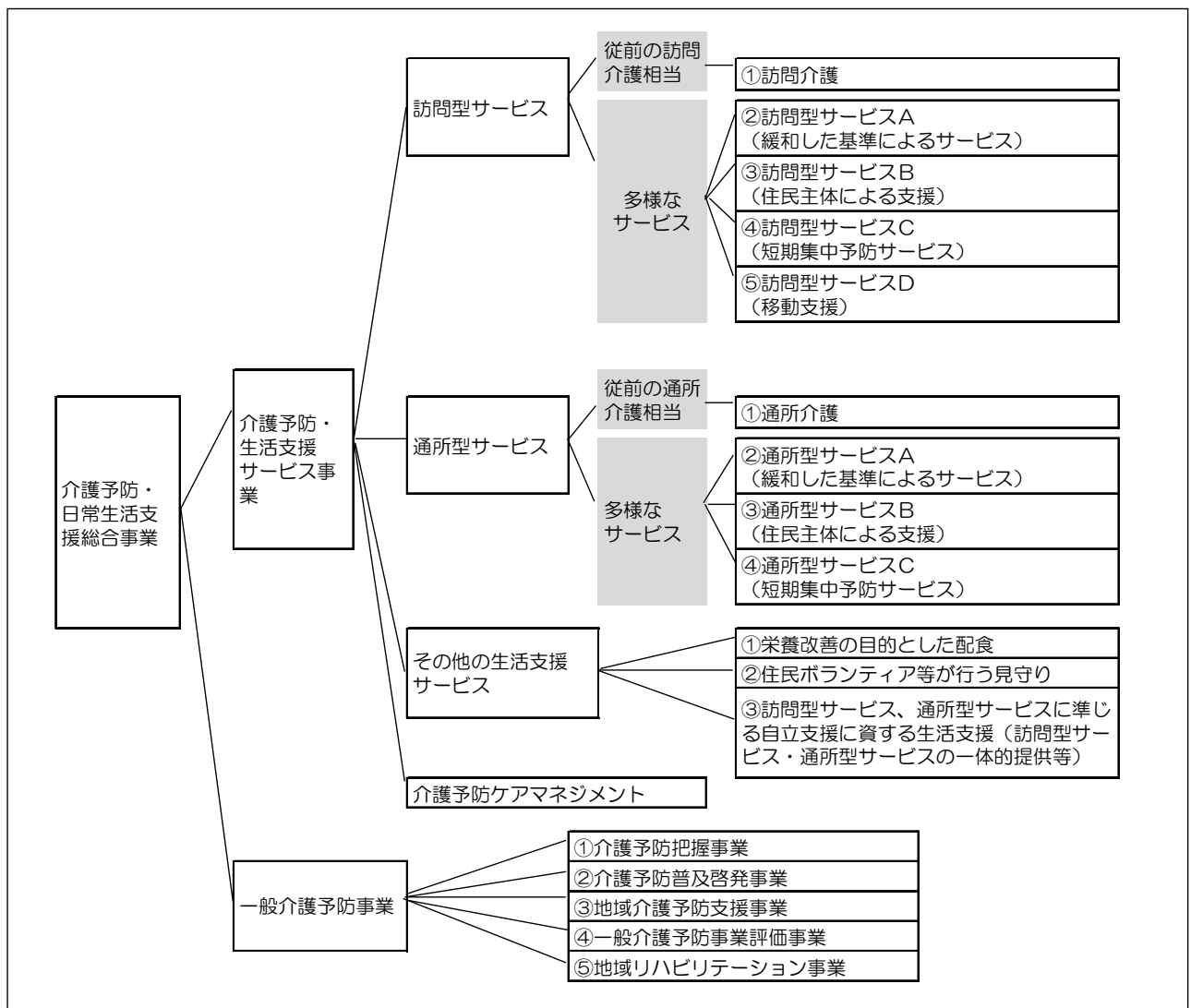
利用者の増加が見込まれることから、適切な介護予防ケアプランを作成できるよう、体制の整備を図る必要があります。

■ 方向性

要支援者及び基本チェックリストに基づく事業対象者が、地域で自立した生活を送れるように、高齢者の状況や潜在的な課題、意向などについて把握し、必要な支援へとつなげるように取組みます。

また、実施にあたっては、地域とのつながりを維持しながら、高齢者の自立意欲の向上を図ります。

《介護予防・生活支援サービスの体系》



2 介護予防事業の推進

(1) 介護予防把握事業

■ 概 要

民生委員からの情報の収集や、地域包括支援センター職員が行政区サロン等に参加することで、要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握に努めています。

■ 課 題

要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握については、様々な関係機関からの情報を収集し、活かしていく必要があります。

■ 方向性

様々な関係機関との連携により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の情報収集に努め、介護予防活動へつなげていきます。

(2) 介護予防普及啓発事業

■ 概 要

介護予防に関する基本的な知識の普及を図るため、介護予防普及啓発活動を実施しています。

■ 課 題

介護予防に関するニーズの把握や、地域の実情を踏まえた介護予防普及啓発が必要となっています。

■ 方向性

介護予防の必要性や重要性を周知する講座や講演会等を開催するなど、今後も介護予防普及啓発活動を推進します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護予防普及啓発参加者(人)	1,065	626	700	700	700	700

(3) 地域介護予防活動支援事業

■ 概 要

介護予防に関わるボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に関わる地域活動組織の育成、活動支援等を行う事業で、本町では、行政区サロン支援や介護予防サポーター※21の育成を行っています。

■ 課 題

より多くの高齢者が介護予防について関心を持って事業に参加するように、関係機関や団体と連携して取組んでいく必要があります。

■ 方向性

地域介護予防活動支援事業を推進するとともに、住民主体の通いの場への発展など、新たな事業への展開できるように事業の充実を推進します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
行政区サロン支援(回)	58	76	70	70	70	70
サポーター受講者数(人)	22	12	28	28	28	28

(4) 一般介護予防事業評価

■ 概 要

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の実施状況に関する評価を定期的に行うものです。

■ 課 題

介護予防事業への参加状況や参加者の意識の変化の把握等に努めていく必要があります。

■ 方向性

介護予防事業の実施過程の評価が行えるように、介護予防事業への参加状況やアンケート等を行い、データの収集及び分析に努めます。

※21 介護予防サポーター：高齢者の健康づくりや、介護予防の支援を行う人。

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

■ 概 要

介護予防の取組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議等において、リハビリ専門職等による指導や助言を行う事業です。

■ 課 題

介護予防・重度化予防のため、地域リハビリテーションの普及・充実を図る必要があります。

■ 方向性

地域において専門職による自立支援に資する取組みを行うことで、介護予防を推進します。

(6) 重度化予防の推進

■ 課 題

介護の重度化が進んでいることが全国的に指摘されており、本町においても同様の傾向がみられます。

■ 方向性

総合事業における身体機能の維持・向上を図るリハビリや生活リハビリなどのサービスを推進するとともに、要介護認定者に対しても、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションなどを活用して、重度化予防に努めます。



3 家族介護者支援体制の充実

(1) 在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

■ 概 要

排せつ行為に支障のある在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者を対象に、在宅での介護を支援するため、1か月に紙おむつ2袋、または紙おむつ1袋と尿とりパット2袋を支給します。

■ 課 題

申請者数が増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるため、支給内容や体制などについて検討していく必要があります。

■ 方向性

利用者の動向の把握に努め、利用者が増加した場合にも対応できるよう、体制の整備を図っていきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
申請者数(人)	82	88	88	90	90	90

(2) 在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス事業

■ 概 要

理容または美容の出張サービスを行い、ねたきり高齢者が衛生的で快適な生活を維持できることを目的に、民生委員等協力を得て年間で2,500円券を4枚交付します。

■ 課 題

申請者が減少しているため、利用者の現状把握や事業の周知を図る必要があります。

■ 方向性

サービスの利用状況の分析や事業の周知に努めます。

また、サービス申請者の増加等に備え、関係機関との連携強化に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
申請者数(人)	35	33	25	30	30	30

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

(3) 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業

■ 概 要

ねたきりで1年以上在宅生活をしている高齢者の介護をしている方を対象に、労をねぎらうため、慰労金を支給します。

■ 課 題

申請者はほぼ横ばいとなっていますが、該当者の申請漏れがないか、確認していく必要があります。

■ 方向性

民生委員等を通して、該当者の把握に努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
申請者数(人)	27	29	28	30	30	30

(4) 介護用品貸出事業(社会福祉協議会)

■ 概 要

介護保険で対応できない場合、利用者が快適に利用できるよう点検を行いながら、ベッド、車いす、ポータブルトイレ等の貸し出しを無料で行います。

■ 課 題

介護保険サービスが利用できない高齢者の支援策として有効ではありますが、電動ベッドなど、新たなニーズも出てきており、費用負担をはじめ、調整すべき課題が生じています。

また、リフト付き福祉車両と合わせて車いすを借りる方が多く、件数が増加傾向にありましたが、車両の老朽化により貸出しができなくなり、近年は件数が減少しています。

■ 方向性

福祉用具の貸出し事業について、より多くの方々への周知を図ります。

また、費用負担の見直しなど、事業の実施体制について利用者の動向を見ながら検討していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	95	82	65	60	60	60

(5) 介護用車両購入費等補助事業

■ 概 要

ねたきりの高齢者を同乗させて外出することができるよう介護用車両の購入や改造に要する費用の一部を補助します。

■ 課 題

利用者は少数ですが、介護家族の負担軽減のため、事業の継続が求められています。

■ 方向性

介護家族の負担軽減のため、事業の周知を行いながら継続していきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	2	1	3	2	2	2

4 福祉サービスの充実

(1) 老人日常生活用具給付等事業

■ 概 要

一人暮らし高齢者を対象に、日常生活の便宜を図るため、電磁調理器や火災警報器、自動消火器等を給付または貸与しています。

■ 課 題

一人暮らし高齢者が増加していますが、ここ数年は申請者がいないため、事業の継続について検討していく必要性があります。

■ 方向性

一人暮らし高齢者がますます増加することが予想されているため、高齢者が安全に暮らせるような日常生活のニーズに合ったサービスが提供できるよう、事業内容の見直しを検討するとともに、周知活動に努めます。介護保険や障害福祉事業の重複を考慮し、事業の継続について検討します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

第6章 健やかに自立した暮らしを送れるまち

(2) 高齢者等緊急通報電話設置事業

■ 概 要

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、急病や災害発生時の緊急事態に対する不安の解消や安全を守るため、緊急通報電話を貸与します。緊急事態発生時には、館林地区消防組合や民生委員等の協力により迅速かつ正確な救護体制をとります。

■ 課 題

一人暮らしや疾病等で生活に不安のある高齢者など、設置希望者は増加傾向にありますが、台数に限りがあるため設置が間に合わず、全員の希望者宅に設置できていない状況となっています。

■ 方向性

高齢者等の生活不安の解消や人命の安全を確保するために、設置希望者全員に設置できるように、台数の確保を図ります。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成 29 年度見込み			第7期(目標値)		
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
設置台数(台)	103	114	120	130	140	150

(3) 認知症徘徊高齢者位置情報探索事業

■ 概 要

認知症高齢者を介護する家族などの負担を軽減することを目的に、徘徊探知機器の貸し出しをしています。

■ 課 題

平成 28 年度より開始した事業であるため、事業の周知に努めるとともに、利用しやすい環境を整備します。

■ 方向性

町内居宅介護事業所や町民に対し周知を行い、サービスの利用につながるよう工夫していきます。また、認知症高齢者施策の一環として、ネットワークづくりを図っていきます

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成 29 年度見込み		第7期(目標値)		
	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
設置台数(台)	0	3	5	5	5

(4) 高齢者等配食サービス事業

■ 概 要

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認も兼ねて食生活の安定と在宅生活の維持を図ります。月曜日から土曜日（祝祭日を除く）までの希望日に、夕食1食につき400円でサービスを行っています。

■ 課 題

介護保険サービスと配食サービスの両方を利用している利用者について、介護保険サービスの範囲をどこまでとするかの調整が必要となっています。

また、利用者の心身の状態、居住状況、ニーズの多様化があり、対応のあり方を検討していく必要があります。

■ 方向性

安否確認としての役割が大きいため、事業を継続していきます。また、増加、多様化する高齢者のニーズに対応できるよう、民間活用も視野に入れ、配食サービス事業の充実を図っていきます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	60	50	50	50	50	50
延べ配食数(件)	13,367	11,907	11,900	11,900	11,900	11,900

(5) 要援護高齢者等給食サービス事業（社会福祉協議会）

■ 概 要

生活が困窮している高齢者で調理困難者を対象に、週2回昼食を無料で届けます。

■ 課 題

食事の確保により健康保持の一助となっています。また、配達員との交流を通して、孤独感を解消するのに効果を発揮しているとともに、安否確認としても意義も高いため、事業を継続していく必要があります。

■ 方向性

利用者は一人暮らしが多く、安否確認に効果的であるため、民生委員等の協力を得ながら、該当者の漏れがないように、事業を継続していきます。

《目標値》

項 目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	13	8	8	9	10	10
延べ配食数(食)	736	777	788	881	979	979

(6) 生活管理指導短期宿泊事業

■ 概 要

要介護認定を受けていない高齢者等を対象に、居宅において一時的に世話をを行う擁護者等がいなか、適切に行うことができないと認められる場合に、介護施設等において短期入所（原則7日間）を受け入れます。

■ 課 題

年に1人程度と少ない状況が続いていますが、核家族化が進む中でサービスを必要とする人も増えることが考えられるため、関係機関との体制づくりを検討していく必要があります。

■ 方向性

養護施設との連携を強化し、事業の利用を希望する場合は、円滑に利用できるよう努めます。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	0	2	0	1	1	1

(7) 生活管理指導員派遣事業

■ 概 要

要介護認定を受けていない高齢者等を対象に、日常生活を支援することを目的として、ホームヘルパーを派遣し家事援助や生活相談等を行います。

■ 課 題

利用者は少ない状況が続いていますが、利用者が増えた場合の対応について、関係機関との体制づくりを確立していく必要があります。

■ 方向性

関係機関と連携しながら事業の継続を図ります。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
利用者数(人)	1	1	0	1	1	1

(8) 福祉タクシー使用料補助

■ 概 要

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で移動手段がない方を対象に、1枚400円のタクシー券を年間48枚交付します。

■ 課 題

交付者数が増加傾向にあるため、1回に使える枚数や年間の支給枚数について協議していく必要があります。

■ 方向性

高齢者の移動手段を確保するため、利用しやすい方法を検討します。

《目標値》

項目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
交付者数(人)	528	524	530	540	550	560

(9) 外出支援サービス事業(社会福祉協議会)

■ 概 要

現在の福祉制度や介護サービスで利用できないケースにおいて、支援が必要な高齢者等の外出機会の確保を図っています。

■ 課 題

事業のニーズは高いものの、事業の継続には財政的に厳しい状況にあります。

■ 方向性

財源を確保するために助成や利用者負担の増額等について検討し、事業の継続に努めます。

《目標値》

項 目	第6期(実績値)※平成29年度見込み			第7期(目標値)		
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
交付者数(人)	314	85	90	96	100	110

